

【インターネット受付窓口】

－ NICE みやすまオンライン －

確認申請データの作成マニュアル

来社
不要

来社 0 回で
確認済証の交付を
受けられます

コスト
削減

印刷費や交通費の
削減・時間の有効
活用ができます

進捗
照会

審査の進捗状況を
照会できます



(一財)宮城県建築住宅センター

NICE みやすまオンライン事務局

TEL : 022-262-0401 FAX : 022-213-2789

目次

確認申請データの作成

はじめに（確認申請プログラムでの申請書作成）	P.3
1 新規データ作成（入力方式）	P.5
2 申請書の入力・第一面	P.6
3 申請書の入力・第二面 1 ～ 6	P.10
4 申請書の入力・第二面 7 ～ 9	P.17
5 申請書の入力・第三面 1 ～ 6	P.20
6 申請書の入力・第三面 7 ～ 9	P.23
7 申請書の入力・第三面 1 0 ～ 1 1	P.26
8 申請書の入力・第三面 1 2 ～ 1 3	P.29
9 申請書の入力・第三面 1 4	P.32
10 申請書の入力・第三面 1 5 ～ 1 9	P.55
11 申請書の入力・第四面～第六面 棟情報	P.59
12 申請書の入力・第四面～第六面 第四面 1 ～ 4	P.60
13 申請書の入力・第四面～第六面 5（旧）	P.62
14 申請書の入力・第四面～第六面 第四面 5 ～ 7	P.63
15 申請書の入力・第四面～第六面 第四面 8 ～ 1 0	P.65
16 申請書の入力・第四面～第六面 第四面 1 1	P.68
17 申請書の入力・第四面～第六面 第四面 1 2 ・ 第五面 2 ～ 6、7 ～ 1 0	P.78
18 申請書の入力・第四面～第六面 第四面 1 3 ～ 1 7	P.83
19 申請書の入力・第四面～第六面 第四面 1 8 ～ 1 9	P.97
20 申請書の入力・第四面～第六面 第六面 1 ～ 5	P.99
21 申請書の入力・第四面～第六面 第六面 6 ～ 8	P.104

確認申請データの作成

はじめに（確認申請プログラムでの申請書作成）

NICE みやすまオンラインシステムでは、申請データ入力時に「一般財団法人建築行政情報センター」が提供している「確認申請プログラム（申プロ）」データを読み込む機能を搭載しております。

※「確認申請プログラム」に準拠しているデータの読み込みも可能。

「確認申請プログラム」についての詳しい情報は「一般財団法人建築行政情報センター」のホームページ「<https://www.icba.or.jp/>」よりご確認ください。

※ご利用の前に「確認申請プログラム（申プロ）」側で、申請データ出力で物件毎の ZIP ファイルをご用意ください。



「確認申請プログラム」データの読み込み方は以下のとおりです。

- 「申プロ読込」での申請書の作成
- 「申プロ読込」ボタンをクリックします。（図1）

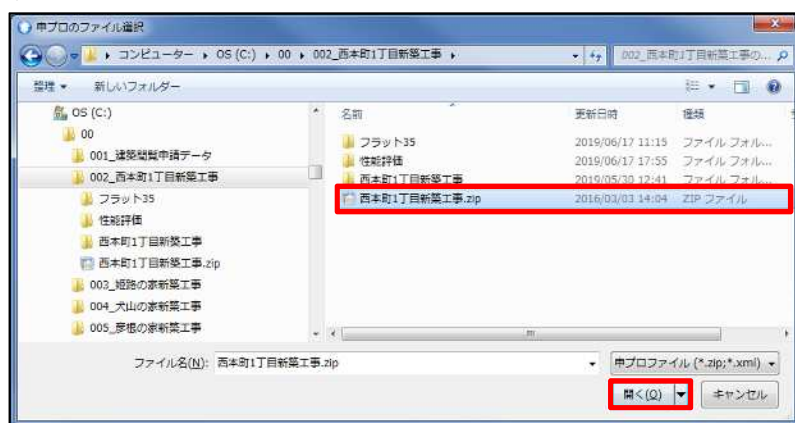
図1



エクスプローラーが開きます。(図2)

読み込みたい申プロデータがあるフォルダを開き、申プロデータを選択後、「開く」ボタンをクリックします。

図 2



申プロデータが読み込まれます。(図3)

読み込み完了後、内容を確認し、「保存」ボタンをクリックしてください。

図 3



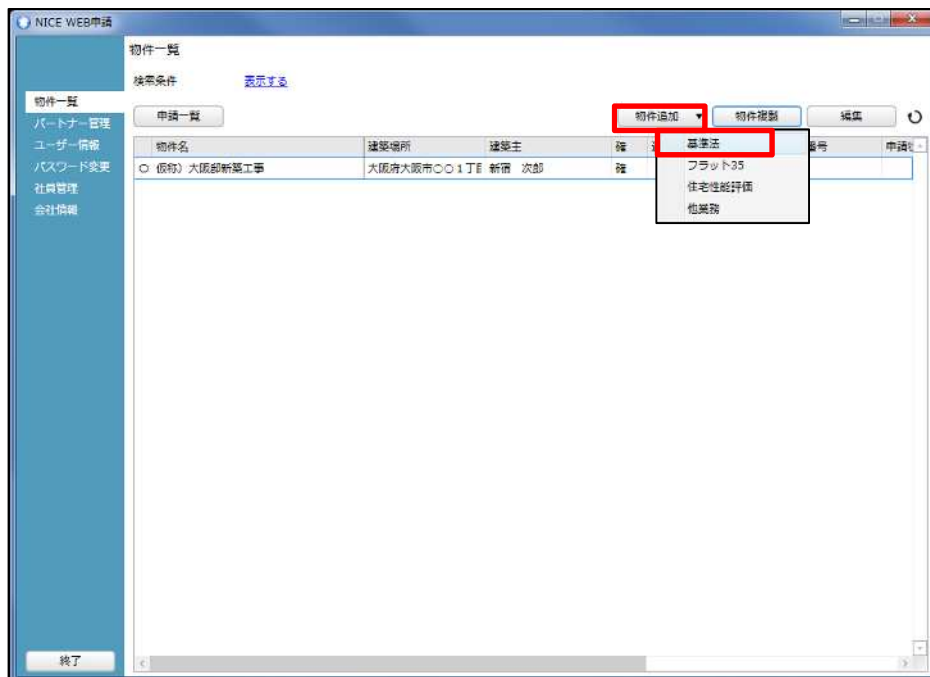
1 新規データ作成（入力方式）

NICE みやすまオンラインを起動します。（図1-1）

新規データを作成する場合は「物件追加」プルダウンより「基準法」をクリックします。

※物件追加のプルダウン内容は、実際と異なる場合があります。

図1-1



物件情報追加画面が表示されます。（図1-2）

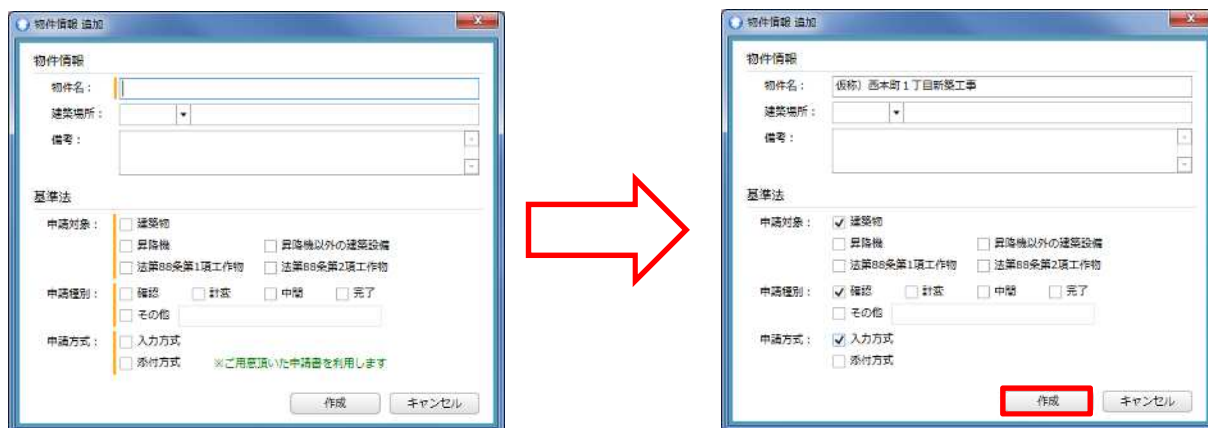
必要事項（オレンジの縦線がある項目）を入力します。

今回は、建築物・確認申請を作成します。

申請方式は必ず「入力方式」にチェックを入れてください。

入力完了後、「作成」ボタンをクリックしてください。

図1-2



2 申請書の入力-第一面

建築物-確認画面の左側メニューより「第一面」をクリックします。(図2-1)

※「編集開始」ボタンが押されていることを確認してください。

図2-1



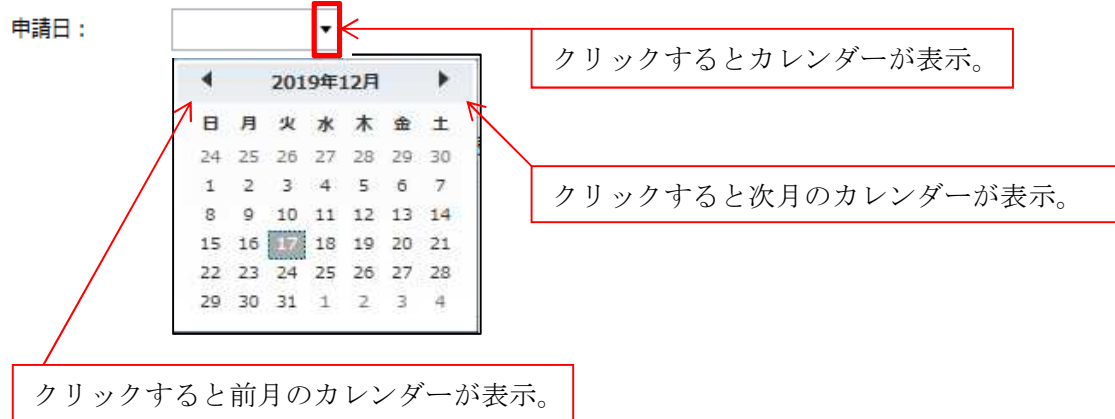
「申請日」入力

手入力のほか、プルダウンよりカレンダーから日付を選択し入力することが可能です。(図2-2)

日付は必ず西暦で入力してください。

また、様式プルダウンより申請書様式の選択が可能となっております。2020年4月1日以降に申請をされる場合は、プルダウンより「2020年4月」を選択してください。このプルダウンにより様式を自動で切替えます。

図2-2



申請日：

クリックするとカレンダーが表示。

クリックすると次月のカレンダーが表示。

クリックすると前月のカレンダーが表示。

「申請者」入力

申請者の入力には入力補助機能（指定方法）があります。（図 2－3）

※複数選択不可

図 2－3

申請者

指定方法： ☐ 直接入力 ☐ 第二面から代表者のみをコピー ☒ 第二面から全員分をコピー

氏名：

・直接入力

「☐」をクリックするとチェック（☒）が入ります。

直接入力を選択すると、「氏名」部分の入力が可能となりますので、手入力を行ってください。（図 2－4）

図 2－4

申請者

指定方法： ☒ 直接入力 ☐ 第二面から代表者のみをコピー ☐ 第二面から全員分をコピー

氏名：

・第二面から代表者のみをコピー

「☐」をクリックするとチェック（☒）が入ります。

第二面から代表者のみをコピーを選択すると、申請書第二面の建築主（一人目）に入力されている「会社名」、「役職」、「氏名」がコピーされます。※「氏名」部分の編集は不可。（図 2－5）

図 2－5

申請者

指定方法： ☐ 直接入力 ☒ 第二面から代表者のみをコピー ☐ 第二面から全員分をコピー

氏名：

- ・第二面から全員分をコピー

「□」をクリックするとチェック（☑）が入ります。

第二面から全員分をコピーを選択すると、申請書第二面の建築主に入力されている全ての建築主の「会社名」、「役職」、「氏名」がコピーされます。※「氏名」部分の編集は不可。（図2－6）

図2－6

「設計者」入力

申請書第一面に表示される設計者の入力には入力補助機能（指定方法）があります。（図2－7）

※複数選択不可

図2－7

- ・直接入力

「□」をクリックするとチェック（☑）が入ります。

直接入力を選択すると、「氏名」部分の入力が可能となりますので、手入力を行ってください。（図2－8）

図2－8

- ・第二面から代表者のみをコピー

「□」をクリックするとチェック（☑）が入ります。

第二面から代表者のみをコピーを選択すると、申請書第二面の設計者（一人目）に入力されている「建築士事務所名」、「氏名」がコピーされます。※「氏名」部分の編集は不可。（図2－9）

図2－9

The screenshot shows a form titled '設計者' (Designers). Under '指定方法' (Designation Method), the option '第二面から代表者のみをコピー' (Copy only the representative from the second page) is selected with a red checkmark. Below, the '氏名' (Name) field is highlighted with a red box and contains the text '五郎設計事務所 設計 五郎' (Goro Design Office Design Goro).

- ・第二面から全員分をコピー

「□」をクリックするとチェック（☑）が入ります。

第二面から全員分をコピーを選択すると、申請書第二面の設計者に入力されている全ての設計者の「建築士事務所名」、「氏名」がコピーされます。※「氏名」部分の編集は不可。（図2－10）

図2－10

The screenshot shows the same '設計者' (Designers) form. Under '指定方法' (Designation Method), the option '第二面から全員分をコピー' (Copy all from the second page) is selected with a red checkmark. The '氏名' (Name) field is highlighted with a red box and contains two entries: '五郎設計事務所 設計 五郎' (Goro Design Office Design Goro) and '五郎設計事務所 設計 六郎' (Goro Design Office Design Gorō).

3 申請書の入力-第二面 1 ～ 6

建築物-確認画面が表示されます。(図 3-1)

「編集開始」 ボタンをクリックすると編集が可能となります。

図 3-1

The screenshot shows the 'NICE WEB申請 - 建築物 - 確認' window. The title bar indicates the project name '物件名: 仮称) 西本町1丁目新築工事' and the application type '申請種別: 建築物 - 確認'. The main area is divided into two sections: '第二面' (Page 2) and '建築物主' (Building Owner). The '第二面' section contains a table with columns for '役職' (Position), '事務所名' (Office Name), '役職' (Position), and '氏名' (Name). The table lists roles such as '建築主' (Building Owner), '代理人' (Agent), '設計者' (Designer), '意見者' (Opinion Provider), '工事監理者' (Construction Supervisor), and '工事施工者' (Construction Worker). The '建築物主' section contains form fields for 'フリガナ' (Kana), '会社名' (Company Name), 'フリガナ' (Kana), '氏名' (Name), '郵便番号' (Postal Code), '所在地' (Location), and '電話番号' (Phone Number). The '編集開始' (Start Editing) button is highlighted in yellow in the sidebar.

建築主、代理人、設計者、意見者、工事監理者、工事施工者の入力を行います。

各人情報を追加するには、「追加」 ボタンをクリックし追加したい人情情報を選択してください。

第二面 1 ～ 6 タブの人情報には入力補助機能があります。

- ・ 建築主入力時の入力補助機能

「参照」ボタンをクリックすると、入力補助のメニューが表示されます。(図 3 - 2)

図 3 - 2

建築主入力補助内容

- ・ 履歴からコピー

過去に作成したデータの建築主からコピーする機能。

「履歴からコピー」をクリックすると、過去に作成された建築主データ一覧が表示されます。

コピーしたい建築主を選択し、「決定」ボタンをクリックすると選択された建築主データがコピーされます。

- ・ 申請書内からコピー

申請書内に入力されている建築主からコピーする機能。

「申請書内からコピー」をクリックすると、申請書内に入力されている建築主データ一覧が表示されます。

コピーしたい建築主を選択し、「決定」ボタンをクリックすると選択された建築主データがコピーされます。

- ・ マスタを開く

マスタデータに建築主を追加登録および、既に登録されている建築主をコピーすることができます。

■ 建築主のコピーを行う場合

「マスタを開く」をクリックすると登録されている建築主データ一覧が表示されます。

コピーしたい建築主を選択し、「決定」ボタンをクリックすると選択された建築主データがコピーされます。

■ 建築主のマスタ登録を行う場合

「マスタを開く」をクリックすると登録されている建築主データ一覧が表示されます。

画面左上の「追加」をクリックすると、「新規作成」・「複製」・「申請書からコピー」が表示されます。

- ・ 新規作成：建築主情報を入力し、「保存」ボタンをクリックするとマスタに登録されます。
- ・ 複製：マスタ編集画面で、選択されている建築主がコピーされます。変更箇所を入力し「保存」ボタンをクリックするとマスタに登録されます。
- ・ 申請書からコピー：入力された建築主をマスタに登録する機能。
「申請書からコピー」をクリックすると入力されている建築主が表示されます。「保存」ボタンをクリックするとマスタに登録されます。

- ・代理者入力時の入力補助機能

「参照」ボタンをクリックすると、入力補助のメニューが表示されます。(図3-3)

図3-3

代理者入力補助内容

- ・履歴からコピー

過去に作成したデータの代理者からコピーする機能。

「履歴からコピー」をクリックすると、過去に作成された代理者データ一覧が表示されます。

コピーしたい代理者を選択し、「決定」ボタンをクリックすると選択された代理者データがコピーされます。

- ・申請書内からコピー

申請書内に入力されている設計者もしくは工事監理者からコピーする機能。

「申請書内からコピー」をクリックすると、申請書内に入力されている設計者もしくは工事監理者データが表示されます。※代理者が複数名入力されている場合は、代理者も表示。

コピーしたい設計者もしくは工事監理者を選択し、「決定」ボタンをクリックすると選択された設計者もしくは代理者・工事監理者データがコピーされます。

- ・マスタを開く

マスタデータに代理者を追加登録および、既に登録されている代理者をコピーすることができます。

■代理者のコピーを行う場合

「マスタを開く」をクリックすると登録されている代理者データ一覧が表示されます。

コピーしたい代理者を選択し、「決定」ボタンをクリックすると選択された代理者データがコピーされます。

■代理者のマスタ登録を行う場合

「マスタを開く」をクリックすると登録されている代理者データ一覧が表示されます。

画面左上の「追加」をクリックすると、「新規作成」・「複製」・「申請書からコピー」が表示されます。

・新規作成：代理者情報を入力し、「保存」ボタンをクリックするとマスタに登録されます。

・複製：マスタ編集画面で、選択されている代理者がコピーされます。変更箇所を入力し「保存」ボタンをクリックするとマスタに登録されます。

・申請書からコピー：入力された代理者をマスタに登録する機能。

「申請書からコピー」をクリックすると入力されている代理者が表示されます。「保存」ボタンをクリックするとマスタに登録されます。

- ・設計者入力時の入力補助機能

「参照」ボタンをクリックすると、入力補助のメニューが表示されます。(図3-4)

図3-4

The screenshot shows the 'NICE WEB申請・建築・確認' interface. The '設計者' (Designers) section is active. A table lists existing designers, including '江戸川設計一級建築士事務所' (Edogawa Design Office). The '参照' button is highlighted with a red box, and its dropdown menu is visible, showing options to copy from history, from the application, or to open the master data.

設計者入力補助内容

- ・履歴からコピー

過去に作成したデータの設計者からコピーする機能。

「履歴からコピー」をクリックすると、過去に作成された設計者データ一覧が表示されます。

コピーしたい設計者を選択し、「決定」ボタンをクリックすると選択された設計者データがコピーされます。

- ・申請書内からコピー

申請書内に入力されている代理者もしくは工事監理者からコピーする機能。

「申請書内からコピー」をクリックすると、申請書内に入力されている代理者もしくは工事監理者データが表示されます。※設計者が複数名入力されている場合は、設計者も表示。

コピーしたい代理者もしくは工事監理者を選択し、「決定」ボタンをクリックすると選択された代理者もしくは設計者・工事監理者データがコピーされます。

- ・マスタを開く

マスタデータに設計者を追加登録および、既に登録されている設計者をコピーすることができます。

■設計者のコピーを行う場合

「マスタを開く」をクリックすると登録されている設計者データ一覧が表示されます。

コピーしたい設計者を選択し、「決定」ボタンをクリックすると選択された設計者データがコピーされます。

■設計者のマスタ登録を行う場合

「マスタを開く」をクリックすると登録されている設計者データ一覧が表示されます。

画面左上の「追加」をクリックすると、「新規作成」・「複製」・「申請書からコピー」が表示されます。

- ・新規作成：設計者情報を入力し、「保存」ボタンをクリックするとマスタに登録されます。
- ・複製：マスタ編集画面で、選択されている設計者がコピーされます。変更箇所を入力し「保存」ボタンをクリックするとマスタに登録されます。
- ・申請書からコピー：入力された設計者をマスタに登録する機能。
「申請書からコピー」をクリックすると入力されている設計者が表示されます。「保存」ボタンをクリックするとマスタに登録されます。

- ・意見者入力時の入力補助機能

「参照」ボタンをクリックすると、入力補助のメニューが表示されます。(図3-5)

図3-5

The screenshot shows the 'NICE WEB申請・建築物・確認' window. The '意見者' (Opinion Provider) section is active. A table lists existing providers with columns for '種類' (Type), '事務所名' (Office Name), '役職' (Position), and '氏名' (Name). Below the table is a form for adding new providers with fields for '氏名' (Name), '勤務先' (Employer), '郵便番号' (Postal Code), '所在地' (Location), '電話番号' (Phone Number), '登録番号' (Registration Number), and '設計図書' (Design Documents). A red box highlights the '参照' (Reference) button, which opens a menu with options: '履歴からコピー' (Copy from History), '申請書内からコピー' (Copy from Application), and 'マスタを開く' (Open Master).

意見者入力補助内容

- ・履歴からコピー

過去に作成したデータの意見者からコピーする機能。

「履歴からコピー」をクリックすると、過去に作成された意見者データ一覧が表示されます。

コピーしたい意見者を選択し、「決定」ボタンをクリックすると選択された意見者データがコピーされます。

- ・申請書内からコピー

申請書内に入力されている意見者からコピーする機能。

「申請書内からコピー」をクリックすると、申請書内に入力されている意見者データが表示されます。

コピーしたい意見者を選択し、「決定」ボタンをクリックすると選択された意見者データがコピーされます。

- ・マスタを開く

マスタデータに意見者を追加登録および、既に登録されている意見者をコピーすることができます。

■意見者のコピーを行う場合

「マスタを開く」をクリックすると登録されている意見者データ一覧が表示されます。

コピーしたい意見者を選択し、「決定」ボタンをクリックすると選択された意見者データがコピーされます。

■意見者のマスタ登録を行う場合

「マスタを開く」をクリックすると登録されている意見者データ一覧が表示されます。

画面左上の「追加」をクリックすると、「新規作成」・「複製」・「申請書からコピー」が表示されます。

- ・新規作成：意見者情報を入力し、「保存」ボタンをクリックするとマスタに登録されます。
- ・複製：マスタ編集画面で、選択されている意見者がコピーされます。変更箇所を入力し「保存」ボタンをクリックするとマスタに登録されます。
- ・申請書からコピー：入力された意見者をマスタに登録する機能。
「申請書からコピー」をクリックすると入力されている意見者が表示されます。「保存」ボタンをクリックするとマスタに登録されます。

- ・工事監理者入力時の入力補助機能

「参照」ボタンをクリックすると、入力補助のメニューが表示されます。(図3-6)

図3-6

The screenshot shows the 'NICE WEB申請・建築師・確認' window. The title bar indicates '物件名: (仮称) 西本町1丁目新築工事' and '申請種別: 建築師・確認 方式: 入力'. The main area is divided into a table for listing supervisors and a form for entering details. The table has columns for '種類' (Type), '事務所名' (Office Name), '役職' (Position), and '氏名' (Name). The form includes fields for '資格' (Qualification), '氏名' (Name), '建築士事務所' (Architect's Office), '郵便番号' (Postal Code), '所在地' (Location), '電話番号' (Phone Number), and '設計図書' (Design Documents). A red box highlights the '参照' (Reference) button, which opens a dropdown menu with options: '履歴からコピー' (Copy from history), '申請書内からコピー' (Copy from application), and 'マスタを開く' (Open master).

工事監理者入力補助内容

- ・履歴からコピー

過去に作成したデータの工事監理者からコピーする機能。

「履歴からコピー」をクリックすると、過去に作成された工事監理者データ一覧が表示されます。

コピーしたい工事監理者を選択し、「決定」ボタンをクリックすると選択された工事監理者データがコピーされます。

- ・申請書内からコピー

申請書内に入力されている代理者もしくは設計者からコピーする機能。

「申請書内からコピー」をクリックすると、申請書内に入力されている代理者もしくは設計者データが表示されます。※工事監理者が複数名入力されている場合は、工事監理者も表示。

コピーしたい代理者もしくは設計者を選択し、「決定」ボタンをクリックすると選択された代理者もしくは設計者・工事管理者データがコピーされます。

- ・マスタを開く

マスタデータに工事監理者を追加登録および、既に登録されている工事監理者をコピーすることができます。

■工事監理者のコピーを行う場合

「マスタを開く」をクリックすると登録されている工事監理者データ一覧が表示されます。

コピーしたい工事監理者を選択し、「決定」ボタンをクリックすると選択された工事監理者データがコピーされます。

■工事監理者のマスタ登録を行う場合

「マスタを開く」をクリックすると登録されている工事監理者データ一覧が表示されます。

画面左上の「追加」をクリックすると、「新規作成」・「複製」・「申請書からコピー」が表示されます。

・新規作成：工事監理者情報を入力し、「保存」ボタンをクリックするとマスタに登録されます。

・複製：マスタ編集画面で、選択されている工事監理者がコピーされます。変更箇所を入力し「保存」ボタンをクリックするとマスタに登録されます。

・申請書からコピー：入力された工事監理者をマスタに登録する機能。

「申請書からコピー」をクリックすると入力されている工事監理者が表示されます。「保存」ボタンをクリックするとマスタに登録されます。

- ・工事施工者入力時の入力補助機能
「参照」ボタンをクリックすると、入力補助のメニューが表示されます。(図3-7)

図3-7

The screenshot shows the 'NICE WEB申請・建築・確認' window. The '工事施工者' (Construction Worker) section is active. A table lists workers with columns for '種類' (Type), '事務所名' (Office Name), '役職' (Position), and '氏名' (Name). Below the table is a form for entering worker details, including '氏名' (Name), '建設業の許可' (Construction Industry License), '業種所名' (Industry Name), '郵便番号' (Postal Code), '所在地' (Location), and '電話番号' (Phone Number). A red box highlights the '参照' (Reference) button, which opens a menu with options: '履歴からコピー' (Copy from history), '申請書内からコピー' (Copy from application), and 'マスタを開く' (Open master).

工事施工者入力補助内容

- ・履歴からコピー
過去に作成したデータの工事施工者からコピーする機能。
「履歴からコピー」をクリックすると、過去に作成された工事施工者データ一覧が表示されます。
コピーしたい工事施工者を選択し、「決定」ボタンをクリックすると選択された工事施工者データがコピーされます。
- ・申請書内からコピー
申請書内に入力されている工事施工者からコピーする機能。
「申請書内からコピー」をクリックすると、申請書内に入力されている工事施工者データが表示されます。
コピーしたい工事施工者を選択し、「決定」ボタンをクリックすると選択された工事施工者データがコピーされます。
- ・マスタを開く
マスタデータに工事施工者を追加登録および、既に登録されている工事施工者をコピーすることができます。
■工事施工者のコピーを行う場合
「マスタを開く」をクリックすると登録されている工事施工者データ一覧が表示されます。
コピーしたい工事施工者を選択し、「決定」ボタンをクリックすると選択された工事施工者データがコピーされます。
■工事施工者のマスタ登録を行う場合
「マスタを開く」をクリックすると登録されている工事施工者データ一覧が表示されます。
画面左上の「追加」をクリックすると、「新規作成」・「複製」・「申請書からコピー」が表示されます。
 - ・新規作成：工事施工者情報を入力し、「保存」ボタンをクリックするとマスタに登録されます。
 - ・複製：マスタ編集画面で、選択されている工事施工者がコピーされます。変更箇所を入力し「保存」ボタンをクリックするとマスタに登録されます。
 - ・申請書からコピー：入力された工事施工者をマスタに登録する機能。
「申請書からコピー」をクリックすると入力されている工事施工者が表示されます。「保存」ボタンをクリックするとマスタに登録されます。

4 申請書の入力-第二面 7～9

建築物-確認画面の「7～9」タブをクリックします。(図4-1)

※「編集開始」ボタンが押されていることを確認してください。

図4-1

NICE WEB申請 - 建築物 - 確認

物件名: (仮称) 西本町1丁目新築工事

申請種別: 建築物 - 確認 方式: 入力 チェック 履歴

第二面

1～6 7～9

7. 構造計算適合性判定申請書

追加 削除

申請状況 構造計算適合性判定申請書 都道府県 市区町村

8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出

追加 削除

提出状況 提出申請書 都道府県 市区町村

9. 備考

建築物の名称又は工事名

フリガナ:

建築物の名称等: (仮称) 西本町1丁目新築工事

申請書提出

申請書PDF作成

EXCEL作成

編集開始

保存

保存して閉じる

キャンセル

「第二面 7. 構造計算適合性判定の申請」入力

・申請状況

「追加」ボタンをクリックすると、「申請済・未申請・申請不要」が表示されます。(図4-2)
申請状況を選択してください。

※申請状況の入力は1件のみです。別の情報を登録したい場合は、「削除」ボタンをクリックしてから再度入力を行ってください。

図4-2

・構造計算適合性判定機関情報

申請状況を入力すると、構造計算適合性判定機関、都道府県、市区町村の入力が可能となります。
構造計算適合性判定機関および都道府県はプルダウンより選択が可能です。

※手入力も可能。

市区町村は手入力で行ってください。(図4-3)

図4-3

「第二面 8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出」入力

・提出状況

「追加」ボタンをクリックすると、「提出済・未提出・提出不要」が表示されます。(図4-4)
提出状況を選択してください。

※提出状況の入力は1件のみです。別の情報を登録したい場合は、「削除」ボタンをクリックしてから再度入力を行ってください。

図4-4

・提出機関情報

提出状況を入力すると、提出機関、都道府県、市区町村の入力が可能となります。
提出機関および都道府県はプルダウンより選択が可能です。

※手入力も可能。

市区町村は手入力で行ってください。(図4-5)

図4-5

「第二面 9. 備考」および「建築物の名称又は工事名」入力

備考、建築物の名称又は工事名のフリガナ、建築物の名称等の入力を行ってください。

5 申請書の入力-第三面 1 ～ 6

建築物-確認画面の「1～6」タブをクリックします。(図5-1)

※「編集開始」ボタンが押されていることを確認してください。

図5-1



「第三面 1. 地名地番」入力

都道府県プルダウン (図5-2 ①) より都道府県を選択してください。※手入力不可
都道府県以降を入力してください。(図5-2 ②)

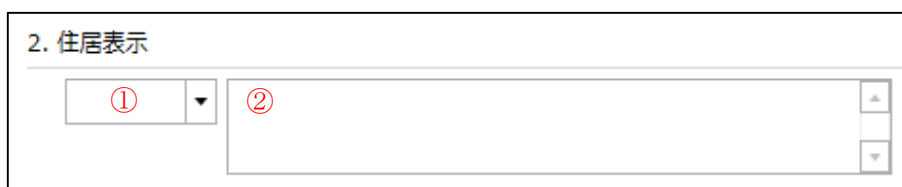
図5-2



「第三面 2. 住居表示」入力

都道府県プルダウン (図5-3 ①) より都道府県を選択してください。※手入力不可
都道府県以降を入力してください。(図5-3 ②)

図5-3



「第三面 3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等」入力

「□」をクリックするとチェック (☑) が入ります。

該当する区域にチェックを入れてください。(複数選択可) (図 5-4)

図 5-4

「第三面 4. 防火地域」入力

「□」をクリックするとチェック (☑) が入ります。

該当する地域にチェックを入れてください。(複数選択可) (図 5-5)

図 5-5

「第三面 5. その他の区域、地域、地区又は街区」入力

手入力のほか、「補助」ボタンをクリックし内容を複数選択し入力する事が可能です。(図 5-6)

図 5-6

図 5-7

「補助」ボタンをクリックすると補助内容が表示されます。(図 5-7)

「□」をクリックするとチェック (☑) が入ります。

該当する内容にチェックを入れてください。(複数選択可)

チェックを入れた内容が反映されます。(図 5-8)

複数選択時は「、」が自動で挿入されます。

図 5-8

「第三面 6. 道路」入力
各々数値を入力してください。(図 5－9)

図 5－9

6. 道路	
イ. 幅員：	m
ロ. 敷地と接している部分の長さ：	m

6 申請書の入力-第三面 7～9

建築物-確認画面の「7～9」タブをクリックします。(図6-1)

※「編集開始」ボタンが押されていることを確認してください。

図6-1

「第三面 7. 敷地面積イ。」入力

敷地面積を入力してください。(図6-2)

図6-2

イ.	敷地面積(1):		㎡		㎡		㎡		㎡
	敷地面積(2):		㎡		㎡		㎡		㎡

「第三面 7. 敷地面積ロ。」入力

手入力のほか、プルダウンより選択し入力することが可能です。(図6-3)

図6-3

ロ.	用途地域等:		▼		▼		▼		▼
----	--------	----------------------	---	----------------------	---	----------------------	---	----------------------	---

クリックするとプルダウンが表示。

「第三面 7. 敷地面積ハ。」入力

容積率を入力してください。(図6-4)

第二項の%はシステムにより自動でセットされます。

図6-4

ハ.	容積率:		%		%		%		%
	第二項:		%		%		%		%

「第三面 7. 敷地面積ニ。」入力
指定建蔽率を入力してください。(図 6-5)

図 6-5

ニ.	指定建蔽率：		%		%		%		%
----	--------	----------------------	---	----------------------	---	----------------------	---	----------------------	---

「第三面 7. 敷地面積ホ。」入力
敷地面積の合計はシステムで自動計算されますので入力不要です。(図 6-6)

図 6-6

ホ. 敷地面積の合計(1)：	200.00	㎡
(2)：		㎡

「第三面 7. 敷地面積ヘ。」入力
敷地に建築可能な容積率はシステムで自動計算されます。(図 6-7)
「☐手動入力」の「☐」をクリックするとチェック (☒) が入ります。
チェックを入れると手入力が可能となりますので、敷地に建築可能な容積率を入力してください。

図 6-7

ヘ.	敷地に建築可能な 容積率：	200.00	%	☒ 手動入力
----	------------------	-------------------------------------	---	--

「第三面 7. 敷地面積ト。」入力
敷地に建築可能な建蔽率はシステムで自動計算されます。(図 6-8)
「☐手動入力」の「☐」をクリックするとチェック (☒) が入ります。
チェックを入れると手入力が可能となりますので、敷地に建築可能な建蔽率を入力してください。

図 6-8

ト.	敷地に建築可能な 建蔽率：	80.00	%	☒ 手動入力
----	------------------	------------------------------------	---	--

「第三面 7. 敷地面積ト.」緩和補助入力

「☐角地による緩和」及び「☐防火地域内の耐火建築物による緩和」の「☐」をクリックするとチェック（☒）が入ります。（図 6－9）

チェックを入れるとシステムで自動計算された敷地に建築可能な建蔽率の数値が、10.00%ずつ増えます。

※☐手動入力にチェックが入っている場合は数値は変動しません。

チェックを入れた項目が、第三面 7. 敷地面積チ.備考に反映されます。（図 6－10）

複数選択時は「、」が自動で挿入されます。チェックをはずすと備考に反映された文言が自動削除されます。

図 6－9

☒ 角地による緩和	☐ 防火地域内の耐火建築物による緩和
---	---

図 6－10

チ.	備考:	角地による緩和
----	-----	---------

「第三面 7. 敷地面積チ.」入力

上図 6－10 のようにチェックを入れた項目が自動反映されます。

手入力の場合は、備考欄に入力してください。

「第三面 8. 主要用途」入力

用途コードプルダウン（図 6－11 ①）より主要用途コードを選択してください。※手入力可

入力された主要用途コードの主要用途が表示されます。（図 6－11 ②）

※表示された主要用途の文言を変更することも可能ですが、主要用途名を変更されても主要用途コードは変更されませんのでご注意ください。

図 6－11

8. 主要用途	
①	②

「第三面 9. 工事種別」入力

「☐」をクリックするとチェック（☒）が入ります。

該当する工事種別にチェックを入れてください。（複数選択可）（図 6－12）

図 6－12

9. 工事種別							
☒ 新築	☐ 増築	☐ 改築	☐ 移転	☐ 用途変更	☐ 大規模の修繕	☐ 大規模の模様替	

7 申請書の入力-第三面 10～11

建築物-確認画面の「10～11」タブをクリックします。(図7-1)

※「編集開始」ボタンが押されていることを確認してください。

図7-1

「第三面 10. 建築面積イ・ロ」入力

建築面積の申請部分と、申請以外の部分を入力してください。(図7-2)

ロ.の建蔽率はシステムで自動計算されます。「ロ.手動入力」の「ロ」をクリックするとチェック (☑) が入ります。チェックを入れると手入力が可能となりますので、建蔽率を入力してください。

図7-2

「第三面 11. 延べ面積イ。」入力

建築物全体の申請部分と、申請以外の部分を入力してください。(図7-3)

合計はシステムで自動計算されます。

図7-3

「第三面 11. 延べ面積ロ。」入力

地階の住宅等の部分の申請部分と、申請以外の部分を入力してください。(図7-4)

合計はシステムで自動計算されます。

図7-4

「第三面 1 1. 延べ面積ハ。」入力

エレベーターの昇降路の部分の申請部分と、申請以外の部分を入力してください。(図 7-5)
合計はシステムで自動計算されます。

図 7-5

ハ.	エレベーターの昇降路の部分：	申請部分	㎡	申請以外の部分	㎡	合計	㎡
----	----------------	------	---	---------	---	----	---

「第三面 1 1. 延べ面積ニ。」入力

共用住宅等の共用廊下等の部分の申請部分と、申請以外の部分を入力してください。(図 7-6)
合計はシステムで自動計算されます。

図 7-6

ニ.	共同住宅等の共用廊下等の部分：	申請部分	㎡	申請以外の部分	㎡	合計	㎡
----	-----------------	------	---	---------	---	----	---

「第三面 1 1. 延べ面積ホ。」入力

自動車車庫等の部分の申請部分と、申請以外の部分を入力してください。(図 7-7)
合計はシステムで自動計算されます。

図 7-7

ホ.	自動車車庫等の部分：	申請部分	㎡	申請以外の部分	㎡	合計	㎡
----	------------	------	---	---------	---	----	---

「第三面 1 1. 延べ面積ヘ。」入力

備蓄倉庫の部分の申請部分と、申請以外の部分を入力してください。(図 7-8)
合計はシステムで自動計算されます。

図 7-8

ヘ.	備蓄倉庫の部分：	申請部分	㎡	申請以外の部分	㎡	合計	㎡
----	----------	------	---	---------	---	----	---

「第三面 1 1. 延べ面積ト。」入力

蓄電池の設置部分の申請部分と、申請以外の部分を入力してください。(図 7-9)
合計はシステムで自動計算されます。

図 7-9

ト.	蓄電池の設置部分：	申請部分	㎡	申請以外の部分	㎡	合計	㎡
----	-----------	------	---	---------	---	----	---

「第三面 1 1. 延べ面積チ。」入力

自家発電設備の設置部分の申請部分と、申請以外の部分を入力してください。(図 7-10)
合計はシステムで自動計算されます。

図 7-10

チ.	自家発電設備の設置部分：	申請部分	㎡	申請以外の部分	㎡	合計	㎡
----	--------------	------	---	---------	---	----	---

「第三面 1 1. 延べ面積リ。」入力

貯水槽の設置部分の申請部分と、申請以外の部分を入力してください。(図 7-1 1)
合計はシステムで自動計算されます。

図 7-1 1

リ.	貯水槽の設置部分：	申請部分	m	申請以外の部分	m	合計	m
----	-----------	-----------------------------------	---	--------------------------------------	---	---------------------------------	---

「第三面 1 1. 延べ面積ヌ。」入力

宅配ボックスの設置部分の申請部分と、申請以外の部分を入力してください。(図 7-1 2)
合計はシステムで自動計算されます。

図 7-1 2

ヌ.	宅配ボックスの設置部分：	申請部分	m	申請以外の部分	m	合計	m
----	--------------	-----------------------------------	---	--------------------------------------	---	---------------------------------	---

「第三面 1 1. 延べ面積ル。」入力

住宅の部分の申請部分と、申請以外の部分を入力してください。(図 7-1 3)
合計はシステムで自動計算されます。

図 7-1 3

ル.	住宅の部分：	申請部分	m	申請以外の部分	m	合計	m
----	--------	-----------------------------------	---	--------------------------------------	---	---------------------------------	---

「第三面 1 1. 延べ面積ヲ。」入力

老人ホーム等の部分の申請部分と、申請以外の部分を入力してください。(図 7-1 4)
合計はシステムで自動計算されます。

図 7-1 4

ヲ.	老人ホーム等の部分：	申請部分	m	申請以外の部分	m	合計	m
----	------------	-----------------------------------	---	--------------------------------------	---	---------------------------------	---

「第三面 1 1. 延べ面積ワ。」入力

延べ面積はシステムで自動計算されます。(図 7-1 5)

「☐手動入力」の「☐」をクリックするとチェック (☒) が入ります。
チェックを入れると手入力が可能となりますので、延べ面積を入力してください。

図 7-1 5

ワ.	延べ面積：		m	☒ 手動入力
----	-------	----------------------	---	--

「第三面 1 1. 延べ面積カ。」入力

容積率はシステムで自動計算されます。(図 7-1 6)

「☐手動入力」の「☐」をクリックするとチェック (☒) が入ります。
チェックを入れると手入力が可能となりますので、容積率を入力してください。

図 7-1 6

カ.	容積率：		%	☒ 手動入力
----	------	----------------------	---	--

8 申請書の入力-第三面 1 2～1 3

建築物-確認画面の「1 2～1 3」タブをクリックします。(図 8－1)

※編集開始ボタンが押されていることを確認してください。

図 8－1

NICE WEB申請・建築物・確認
物件名：仮称 西本町1丁目新築工事
申請種別：建築物・確認 方式：入力 チェック 履歴

第三面
1～6 7～9 10～11 12～13 14 15～19

第一面
第二面
第三面
第四面～第六面
1.
ファイル一覧
共有

申請に係る建築物の数
イ. 申請に係る建築物の数:
ロ. 同一敷地内の他の建築物の数:

13. 建築物の高さ等
イ. 申請に係る建築物 他建築物
最高の高さ: m m
階数 地上: 階 階
地下: 階 階
ハ. 構造: 一部:

二. 建築基準法第56条第7項の規定による特別の適用の有無: ☐ 有 ☐ 無
ホ. 適用があるときは、特別の区分: ☐ 造形高さ制限不適用 ☐ 階地高さ制限不適用 ☐ 北側高さ制限不適用

第四面作成
※このボタンを押下すると、申請に係る建築物の数分の第四面を一括作成するとともに
第二面で入力された以下の情報が第四面の1種目の情報にコピーされます。
・工事種別
・最高の高さ
・階数
・構造・一部

申請プロット
申請書PDF作成
EXCEL作成
編集開始
保存
保存して閉じる
キャンセル

「第三面 1 2．建築物の数イ.」入力

申請に係る建築物の数を入力してください。(図 8－2)

図 8－2

イ. 申請に係る建築物の数:

「第三面 1 2．建築物の数ロ.」入力

同一敷地内の他の建築物の数を入力してください。(図 8－3)

図 8－3

ロ. 同一敷地内の他の建築物の数:

「第三面 1 3．建築物の高さ等イ.」入力

最高の高さの申請に係る建築物と、他の建築物を入力してください。(図 8－4)

図 8－4

イ. 申請に係る建築物 他建築物
最高の高さ: m m

「第三面 1 3. 建築物の高さ等ハ。」入力

階数（地上・地下）の申請に係る建築物と、他の建築物を入力してください。（図 8－5）

図 8－5

	申請に係る建築物	他の建築物
□.	階数 地上： 階	階
	地下： 階	階

「第三面 1 3. 建築物の高さ等ハ。」入力

手入力のほか、プルダウンより選択し入力することが可能です。（図 8－6）

図 8－6

ハ.	構造：	一部：
----	--------------------------	--------------------------

クリックするとプルダウンが表示

「第三面 1 3. 建築物の高さ等ニ。」入力

「□」をクリックするとチェック（☒）が入ります。（図 8－7）

適用の有無どちらかにチェックを入れてください。

図 8－7

二. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無：	☐ 有	☐ 無
--------------------------------	----------------------------	----------------------------

「第三面 1 3. 建築物の高さ等ホ。」入力

第三面 1 3. 建築物の高さ等ニ.の有にチェック（☒）が入っている場合のみ選択可能となります。

「□」をクリックするとチェック（☒）が入ります。

該当する特例の区分にチェックを入れてください。（複数選択可）（図 8－8）

図 8－8

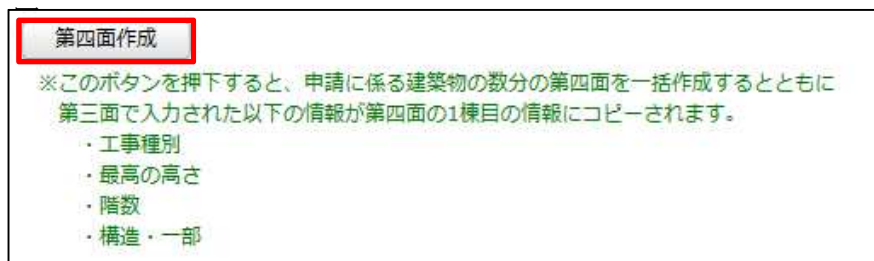
ホ. 適用があるときは、特例の区分：	☐ 道路高さ制限不適用	☐ 隣地高さ制限不適用	☐ 北側高さ制限不適用
--------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------

「第四面作成」ボタンについて

「第四面作成」ボタンをクリックすると、申請に係る建築物の数分の第四面を一括作成※するとともに第三面で入力された以下の情報が第四面の1棟目の情報にコピーされます。(図8-9)

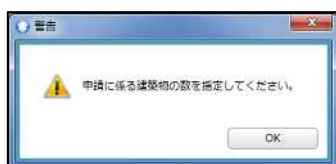
- ・工事種別
- ・最高の高さ
- ・階数（申請に係る建築物：地上・地下）
- ・構造・構造一部

図8-9



※第三面12．建築物の数イ.申請に係る建築物の数に入力された建築物の数分を一括作成します。この部分に入力が無い場合は以下のエラーが表示されます。(図8-10)

図8-10



第三面12．建築物の数イ.申請に係る建築物の数が入力されていると「確認」画面が表示されます。

※既に作成されている第四面の情報があれば全て削除されますのでご注意ください！

※第四面欄でも棟数を追加、削除することができますが、第三面12．建築物の数イ.申請に係る建築物の数と第四面の棟数は必ず同一としてください。

コピー機能を利用し、第四面を作成する場合は「はい」をクリックしてください。(図8-11)

「はい」をクリックすると、コピーが完了され「情報」画面が表示されますので「OK」ボタンをクリックしてください。(図8-12)

図8-11

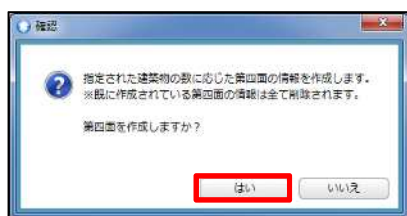
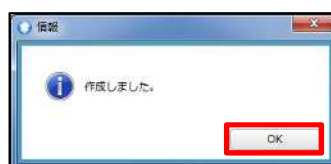


図8-12

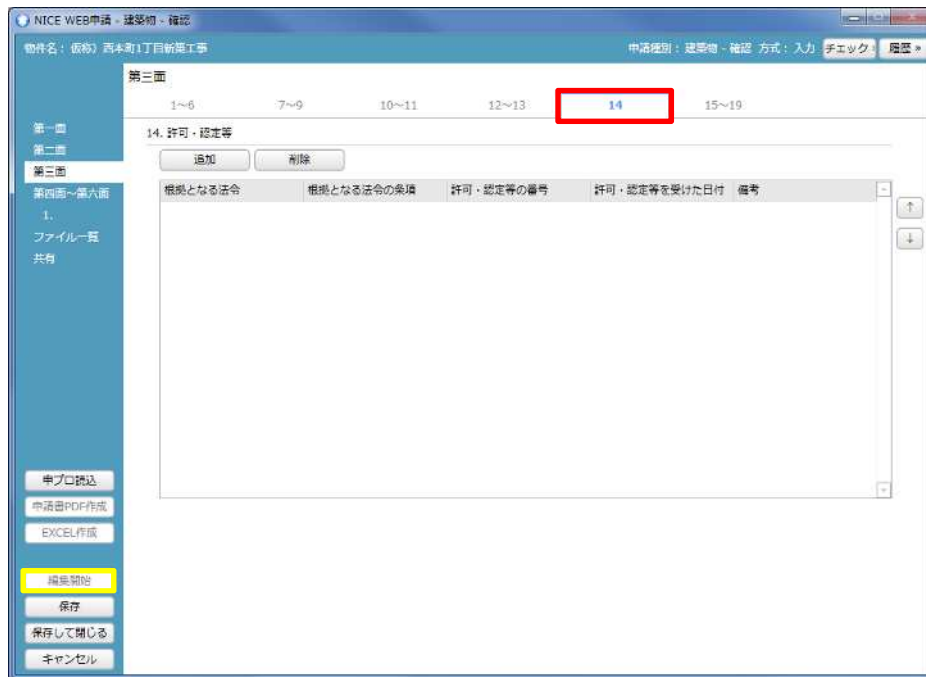


9 申請書の入力-第三面 1 4

建築物-確認画面の「1 4」タブをクリックします。(図9-1)

※編集開始ボタンが押されていることを確認してください。

図9-1



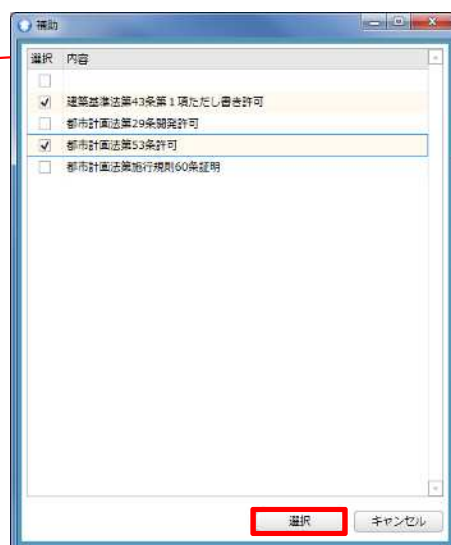
「第三面 1 4. 許可・認定等」入力

許可・認定等の入力時「追加」ボタン(図9-2)をクリックすると「補助」画面が表示されます。(図9-3)

図9-2



図9-3



「補助」内容

「□」をクリックするとチェック(☑)が入ります。

該当する内容にチェックを入れてください。

「選択」ボタンをクリックすると選択された内容(根拠となる法令)が反映されます。

(複数選択可)(図9-4)

図 9 - 4

物件名: (仮称) 西本町1丁目駅前工事

申請種別: 建築物・確認 方式: 入力

第三面

14. 許可・認定等

根拠となる法令	根拠となる法令の条項	許可・認定等の番号	許可・認定等を受けた日付	備考
建築基準法第43条第1項ただし書き許可				

根拠となる法令: 都市計画法第53条許可

根拠となる法令の条項:

許可・認定等の番号:

許可・認定等を受けた日付:

備考:

選択された内容（根拠となる法令）が反映され、下部に入力項目が表示されます。
入力したい内容（根拠となる法令）をクリックしてください。（図 9 - 5）

図 9 - 5

物件名: (仮称) 西本町1丁目駅前工事

申請種別: 建築物・確認 方式: 入力

第三面

14. 許可・認定等

根拠となる法令	根拠となる法令の条項	許可・認定等の番号	許可・認定等を受けた日付	備考
建築基準法第43条第1項ただし書き許可				

根拠となる法令: 建築基準法第43条第1項ただし書き許可

根拠となる法令の条項:

許可・認定等の番号:

許可・認定等を受けた日付:

備考:

クリックした内容が入力対象となります。

許可・認定等には入力補助機能があります。

- ・根拠となる法令入力時の入力補助機能

「参照」ボタンをクリックすると、入力補助のメニューが表示されます。(図9-6)

図9-6

根拠となる法令入力補助内容

- ・履歴からコピー (図9-7)

過去に作成したデータの根拠となる法令からコピーする機能。

「履歴からコピー」をクリックすると、過去に作成された根拠となる法令の内容のデータ一覧が表示されます。

コピーしたい内容を選択し、「決定」ボタンをクリックすると選択された内容がコピーされます。

コピー完了後、手入力で編集することが可能です。

図9-7

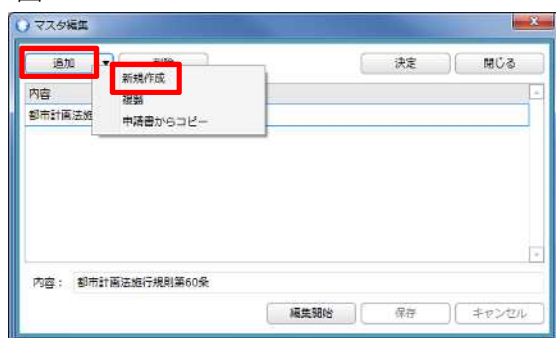
- ・マスタを開く

マスタデータに根拠となる法令を新規作成及び、複製（コピー）、申請書からコピー、既に登録されているマスタの内容を編集・削除・内容に反映することができます。

- 根拠となる法令の新規作成を行う場合

「追加」ボタンをクリックし「新規作成」をクリックします。（図9－8）

図9－8



内容行が新規で追加されます。（図9－9）

「内容」に新規追加したい法令を手入力後、「保存」ボタンをクリックすると入力した内容が追加されます。

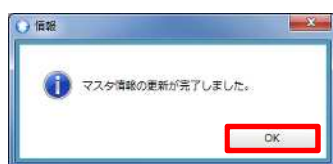
図9－9



「保存」ボタンをクリックし、登録が完了すると、「情報」が表示されます。（図9－10）

「OK」ボタンをクリックし登録を完了します。

図9－10

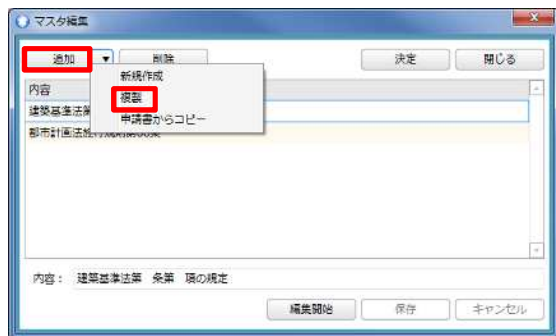


■根拠となる法令の複製を行う場合

複製を行いたい内容をクリックします。

「追加」ボタンをクリックし「複製」をクリックします。(図9-11)

図9-11



選択された内容が、内容行に追加されます。(図9-12)

追加された「内容」を手入力で編集することが可能です。「保存」ボタンをクリックすると入力した内容が追加されます。

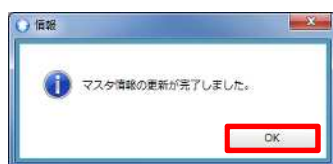
図9-12



「保存」ボタンをクリックし、登録が完了すると、「情報」が表示されます。(図9-13)

「OK」ボタンをクリックし登録を完了します。

図9-13



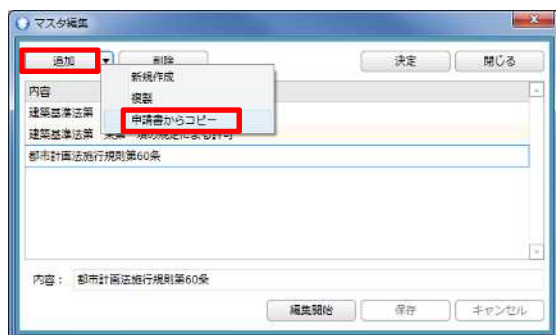
- 根拠となる法令を申請書からコピーを行う場合
コピーしたい根拠となる法令をクリックします。
続いて「参照」ボタンをクリックし、「マスタを開く」をクリックします。(図9-14)

図9-14



マスタ編集画面が表示されます。
「追加」ボタンをクリックし「申請書からコピー」をクリックします。(図9-15)

図9-15



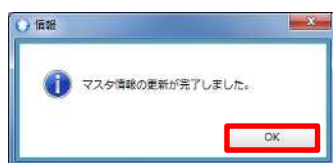
選択された根拠となる法令の内容が「内容」にコピーされます。(図9-16)
コピーされた「内容」を手入力で編集することが可能です。「保存」ボタンをクリックすると入力した内容が追加されます。

図9-16



「保存」ボタンをクリックし、登録が完了すると、「情報」が表示されます。(図9-17)
「OK」ボタンをクリックし登録を完了します。

図9-17



■根拠となる法令のマスタ削除を行う場合

「参照」ボタンをクリックし、「マスタを開く」をクリックします。(図9-18)

図9-18



マスタ編集画面が表示されます。

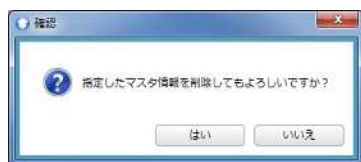
削除したい内容をクリックし、「削除」をクリックします。(図9-19)

図9-19



「確認」が表示されます。(図9-20)
「はい」をクリックするとマスタ情報が削除されます。
「いいえ」をクリックすると「マスタ編集」画面に戻ります。

図9-20



■根拠となる法令のマスタを内容に反映させる場合

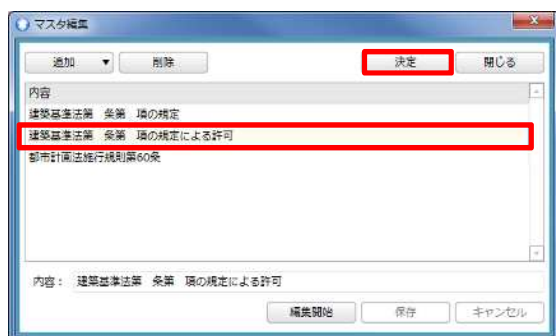
「参照」ボタンをクリックし、「マスタを開く」をクリックします。(図9-21)

図9-21



マスタ編集画面が表示されます。
反映させたい内容をクリックし、「決定」をクリックします。(図9-22)

図9-22



根拠となる法令に、選択した内容が反映されます。(図9-23)

図9-23

物件名: (仮称) 西本町1丁目新築工事 申請種別: 建築確認 方式: 入力 チェック 履歴

第三面

14. 許可・認定等

追加 削除

根拠となる法令	根拠となる法令の条項	許可・認定等の番号	許可・認定等を受けた日付	備考
建築基準法第53条	第53条第1項			
都市計画法第53条	第53条			

根拠となる法令: 建築基準法第53条 第53条第1項の規定による許可 参照

根拠となる法令の条項: 参照

許可・認定等の番号: 参照

許可・認定等を受けた日付:

備考:

申請書作成 EXCEL作成 編集開始 保存 保存して閉じる キャンセル

- ・根拠となる法令の条項入力時の入力補助機能
「参照」ボタンをクリックすると、入力補助のメニューが表示されます。(図9-24)

図9-24

The screenshot shows the 'NICE WEB申請・確認' (NICE WEB Application/Confirmation) window. The main area is titled '14. 許可・認定等' (14. Permission/Certification). It features a table with columns: '根拠となる法令' (Legal Basis), '根拠となる法令の条項' (Legal Basis Item), '許可・認定等の番号' (Permission/Certification Number), '許可・認定等を受けた日付' (Date of Permission/Certification), and '備考' (Remarks). The table contains one entry: '建築基準法 第53条の3' (Building Standards Act Article 53-3). To the right of the table, there are input fields for '根拠となる法令' (Legal Basis), '根拠となる法令の条項' (Legal Basis Item), '許可・認定等の番号' (Permission/Certification Number), '許可・認定等を受けた日付' (Date of Permission/Certification), and '備考' (Remarks). A red box highlights the '参照' (Reference) button and the '履歴からコピー' (Copy from History) option in the dropdown menu.

根拠となる法令の条項入力補助内容

- ・履歴からコピー (図9-25)
過去に作成したデータの根拠となる法令の条項からコピーする機能。
「履歴からコピー」をクリックすると、過去に作成された根拠となる法令の条項内容のデータ一覧が表示されます。
コピーしたい内容を選択し、「決定」ボタンをクリックすると選択された内容がコピーされます。
コピー完了後、手入力で編集することが可能です。

図9-25

The screenshot shows the '履歴からコピー' (Copy from History) dialog box. It has a title bar with '履歴からコピー' and a close button. The main area is titled '内容' (Content) and contains a list of items. A red box highlights the '決定' (Decision) button and the '第二項' (Second Item) entry in the list.

The screenshot shows the '根拠となる法令' (Legal Basis) input field. It has a dropdown menu with '第二項' (Second Item) selected. A red box highlights the '第二項' entry in the dropdown menu. The input field is part of a larger form with other fields like '根拠となる法令の条項' (Legal Basis Item), '許可・認定等の番号' (Permission/Certification Number), '許可・認定等を受けた日付' (Date of Permission/Certification), and '備考' (Remarks).

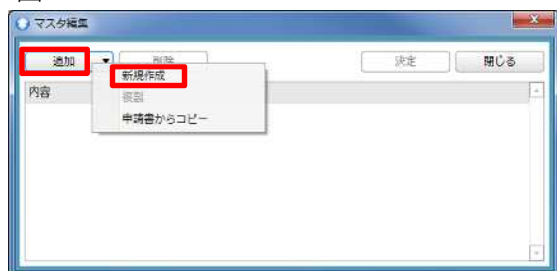
- ・マスタを開く

マスタデータに根拠となる法令の条項を新規作成及び、複製（コピー）、申請書からコピー、既に登録されているマスタの内容を編集・削除・内容に反映することができます。

- 根拠となる法令の条項の新規作成を行う場合

「追加」ボタンをクリックし「新規作成」をクリックします。（図9－26）

図9－26



内容行が新規で追加されます。（図9－27）

「内容」に新規追加したい法令の条項を手入力後、「保存」ボタンをクリックすると入力した内容が追加されます。

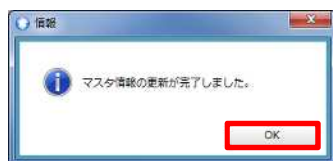
図9－27



「保存」ボタンをクリックし、登録が完了すると、「情報」が表示されます。（図9－28）

「OK」ボタンをクリックし登録を完了します。

図9－28

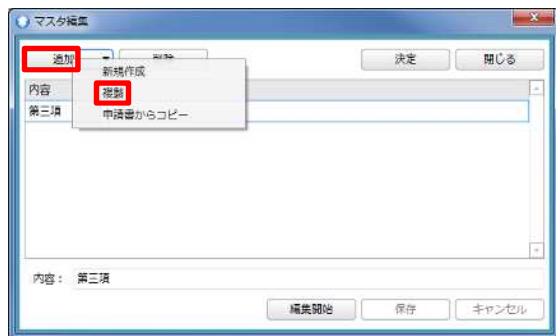


■根拠となる法令の条項の複製を行う場合

複製を行いたい内容をクリックします。

「追加」ボタンをクリックし「複製」をクリックします。(図9-29)

図9-29



選択された内容が、内容行に追加されます。(図9-30)

追加された「内容」を手入力で編集することが可能です。「保存」ボタンをクリックすると入力した内容が追加されます。

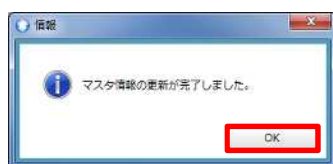
図9-30



「保存」ボタンをクリックし、登録が完了すると、「情報」が表示されます。(図9-31)

「OK」ボタンをクリックし登録を完了します。

図9-31



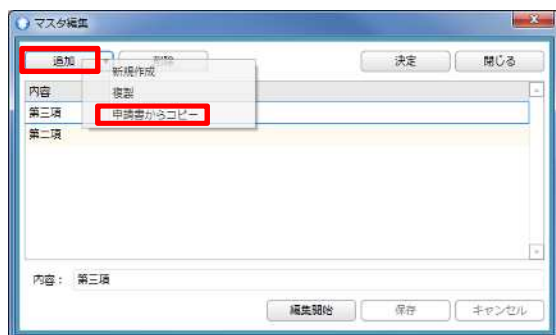
- 根拠となる法令の条項を申請書からコピーを行う場合
コピーしたい根拠となる法令の条項をクリックします。
続いて「参照」ボタンをクリックし、「マスタを開く」をクリックします。(図9-32)

図9-32



マスタ編集画面が表示されます。
「追加」ボタンをクリックし「申請書からコピー」をクリックします。(図9-33)

図9-33



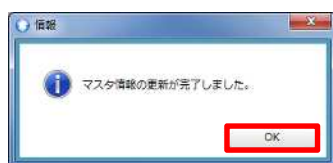
選択された根拠となる法令の条項の内容が「内容」にコピーされます。(図9-34)
コピーされた「内容」を手入力で編集することが可能です。「保存」ボタンをクリックすると入力した内容が追加されます。

図9-34



「保存」ボタンをクリックし、登録が完了すると、「情報」が表示されます。(図9-35)
「OK」ボタンをクリックし登録を完了します。

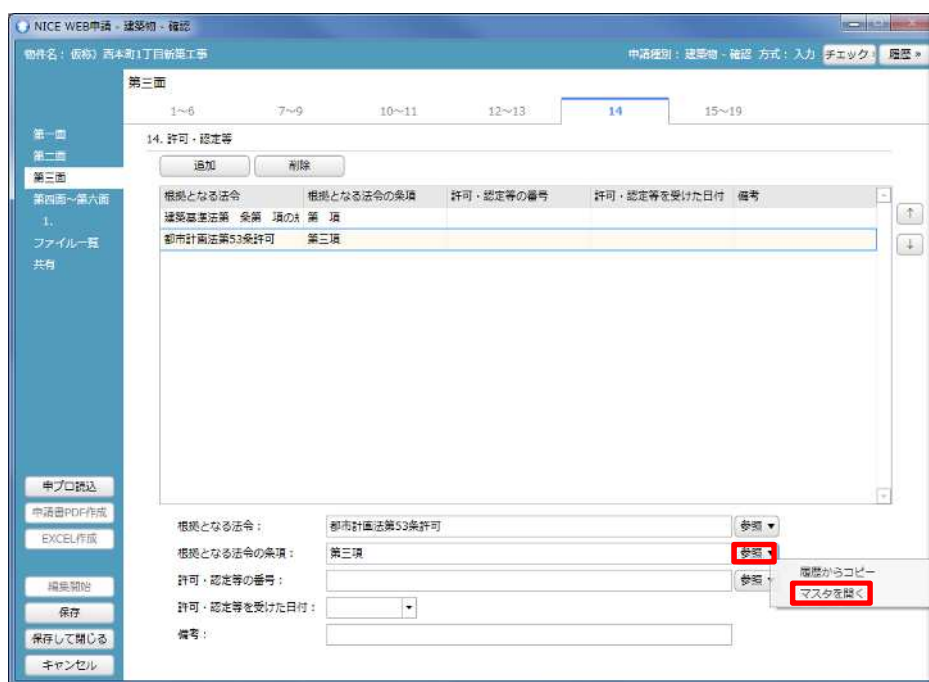
図9-35



■根拠となる法令の条項のマスタ削除を行う場合

「参照」ボタンをクリックし、「マスタを開く」をクリックします。(図9-36)

図9-36



マスタ編集画面が表示されます。

削除したい内容をクリックし、「削除」をクリックします。(図9-37)

図9-37

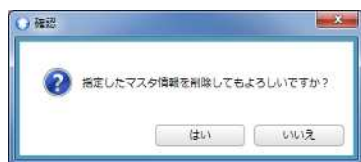


「確認」が表示されます。(図9-38)

「はい」をクリックするとマスタ情報が削除されます。

「いいえ」をクリックすると「マスタ編集」画面に戻ります。

図9-38



■根拠となる法令の条項のマスタを内容に反映させる場合

「参照」ボタンをクリックし、「マスタを開く」をクリックします。(図9-39)

図9-39



マスタ編集画面が表示されます。

反映させたい内容をクリックし、「決定」をクリックします。(図9-40)

図9-40



根拠となる法令の条項に、選択した内容が反映されます。(図9-41)

図9-41

14. 許可・認定等

根拠となる法令	根拠となる法令の条項	許可・認定等の番号	許可・認定等を受けた日付	備考
建築基準法第53条許可	第二項			

根拠となる法令: 都市計画法第53条許可 参照

根拠となる法令の条項: 第二項 参照

許可・認定等の番号: 参照

許可・認定等を受けた日付:

備考:

- ・許可・認定等の番号入力時の入力補助機能

「参照」ボタンをクリックすると、入力補助のメニューが表示されます。(図9-42)

図9-42

許可・認定等の番号入力補助内容

- ・履歴からコピー (図9-43)

過去に作成したデータの許可・認定等の番号からコピーする機能。

「履歴からコピー」をクリックすると、過去に作成された許可・認定等の番号内容のデータ一覧が表示されます。

コピーしたい内容を選択し、「決定」ボタンをクリックすると選択された内容がコピーされます。

コピー完了後、手入力で編集することが可能です。

図9-43

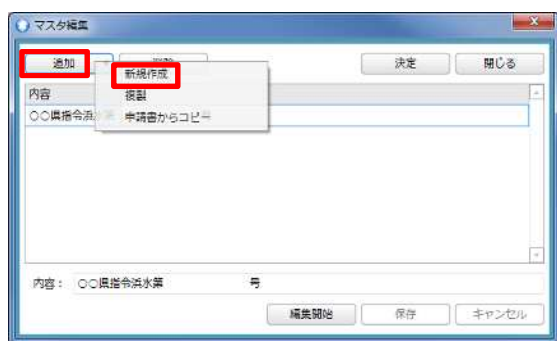
- ・マスタを開く

マスタデータに許可・認定等の番号を新規作成及び、複製（コピー）、申請書からコピー、既に登録されているマスタの内容を編集・削除・内容に反映することができます。

- 許可・認定等の番号の新規作成を行う場合

「追加」ボタンをクリックし「新規作成」をクリックします。（図9－44）

図9－44



内容行が新規で追加されます。（図9－45）

「内容」に新規追加したい許可・認定等の番号を手入力後、「保存」ボタンをクリックすると入力した内容が追加されます。

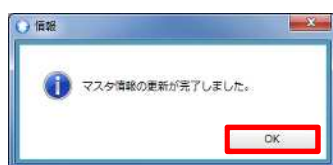
図9－45



「保存」ボタンをクリックし、登録が完了すると、「情報」が表示されます。（図9－46）

「OK」ボタンをクリックし登録を完了します。

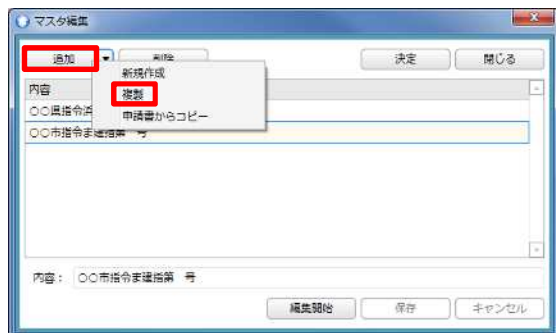
図9－46



- 許可・認定等の番号の複製を行う場合
複製を行いたい内容をクリックします。

「追加」ボタンをクリックし「複製」をクリックします。(図9-47)

図9-47



選択された内容が、内容行に追加されます。(図9-48)

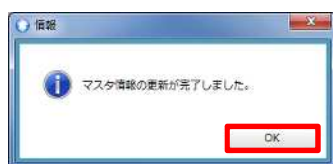
追加された「内容」を手入力で編集することが可能です。「保存」ボタンをクリックすると入力した内容が追加されます。

図9-48



「保存」ボタンをクリックし、登録が完了すると、「情報」が表示されます。(図9-49)
「OK」ボタンをクリックし登録を完了します。

図9-49



- 許可・認定等の番号を申請書からコピーを行う場合
コピーしたい許可・認定等の番号をクリックします。
続いて「参照」ボタンをクリックし、「マスタを開く」をクリックします。(図9-50)

図9-50

マスタ編集画面が表示されます。
「追加」ボタンをクリックし「申請書からコピー」をクリックします。(図9-51)

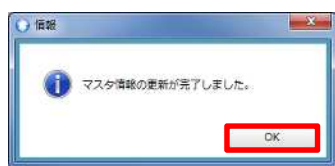
図9-51

選択された許可・認定等の番号の内容が「内容」にコピーされます。(図9-52)
コピーされた「内容」を手入力で編集することが可能です。「保存」ボタンをクリックすると入力した内容が追加されます。

図9-52

「保存」ボタンをクリックし、登録が完了すると、「情報」が表示されます。(図9-53)
「OK」ボタンをクリックし登録を完了します。

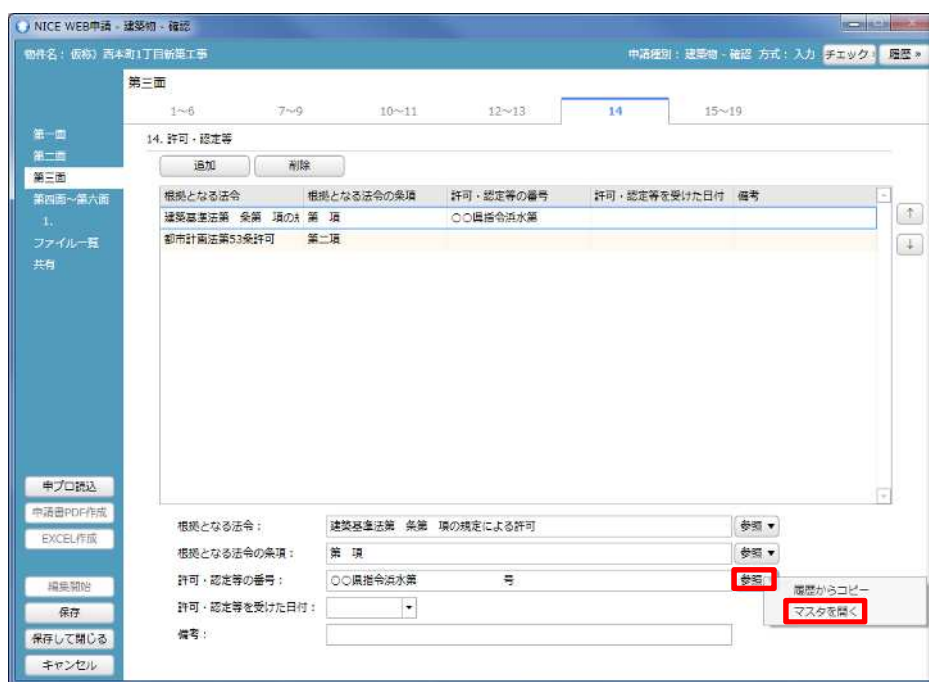
図9-53



■許可・認定等の番号のマスタ削除を行う場合

「参照」ボタンをクリックし、「マスタを開く」をクリックします。(図9-54)

図9-54



マスタ編集画面が表示されます。

削除したい内容をクリックし、「削除」をクリックします。(図9-55)

図9-55

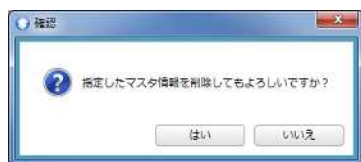


「確認」が表示されます。(図9-56)

「はい」をクリックするとマスタ情報が削除されます。

「いいえ」をクリックすると「マスタ編集」画面に戻ります。

図9-56



■許可・認定等の番号のマスタを内容に反映させる場合

「参照」ボタンをクリックし、「マスタを開く」をクリックします。(図9-57)

図9-57



マスタ編集画面が表示されます。

反映させたい内容をクリックし、「決定」をクリックします。(図9-58)

図9-58



許可・認定等の番号に、選択した内容が反映されます。(図9-59)

図9-59

「許可・認定等を受けた日付」入力
手入力のほか、プルダウンよりカレンダーから日付を選択し入力することが可能です。(図9-60)
日付は必ず西暦で入力してください。

図9-60

「備考」入力
備考の入力を行ってください。

10 申請書の入力-第三面 15～19

建築物-確認画面の「15～19」タブをクリックします。(図10-1)

※編集開始ボタンが押されていることを確認してください。

図10-1

「第三面 15. 工事着手予定年月日」の入力

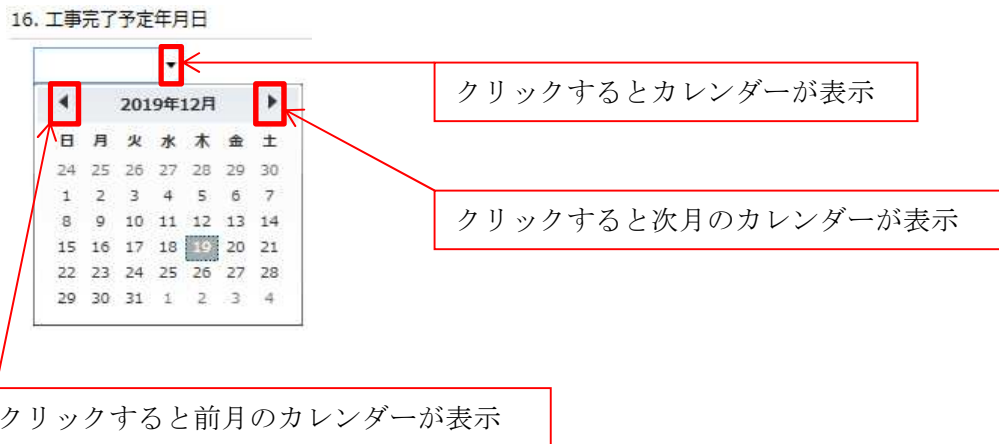
手入力のほか、プルダウンよりカレンダーから日付を選択し入力することが可能です。(図10-2)
日付は必ず西暦で入力してください。

図10-2

「第三面 1 6．工事完了予定年月日」入力

手入力のほか、プルダウンよりカレンダーから日付を選択し入力することが可能です。(図 1 0－3)
日付は必ず西暦で入力してください。

図 1 0－3



「第三面 1 7．特定工程工事終了予定年月日」入力

特定工程工事終了予定年月日の入力時「追加」ボタンをクリックすると入力行が追加されます。(図 1 0－4)

※「追加」できる回数に制限はありません。

「削除」ボタンをクリックすると、選択されている行が削除されます(図 1 0－5)

図 1 0－4



図 1 0－5



- ・回数

「回数」部分に特定工程の回数を数値で入力してください。

数値を入力し **Enter** キーを押下すると自動で「第」と「回」が追加表示されます。(図10-6)

数値以外を入力するとエラーが表示されます。(図10-7)

図10-6

回数	終了予定年月日	特定工程
1		
第1回		

図10-7

回数	終了予定年月日	特定工程
a		

警告
数値を入力して下さい。
OK

- ・終了予定年月日

手入力のほか、プルダウンよりカレンダーから日付を選択し入力することが可能です。(図10-8)

日付は必ず西暦で入力してください。

図10-8

終了予定年月日

2019年12月

日 月 火 水 木 金 土

24 25 26 27 28 29 30

1 2 3 4 5 6 7

8 9 10 11 12 13 14

15 16 17 18 19 20 21

22 23 24 25 26 27 28

29 30 31 1 2 3 4

クリックするとカレンダーが表示

クリックすると次月のカレンダーが表示

クリックすると前月のカレンダーが表示

- ・特定工程

手入力のほか、プルダウンより選択し入力することが可能です。(図10-9)

図10-9

回数	終了予定年月日	特定工程
第1回	2019/12/23	

クリックするとプルダウンが表示

「第三面 18. その他必要な事項」入力
手入力のほか、プルダウンより選択し入力することが可能です。(図 10-10)

図 10-10



The image shows a form field with the label '18. その他必要な事項' in blue text. Below the label is a white input box. To the right of the input box is a small square button with a black downward-pointing arrow. This button is enclosed in a red rectangular box. A red line extends from the bottom-right corner of this box to a separate red rectangular box containing the text 'クリックするとプルダウンが表示'.

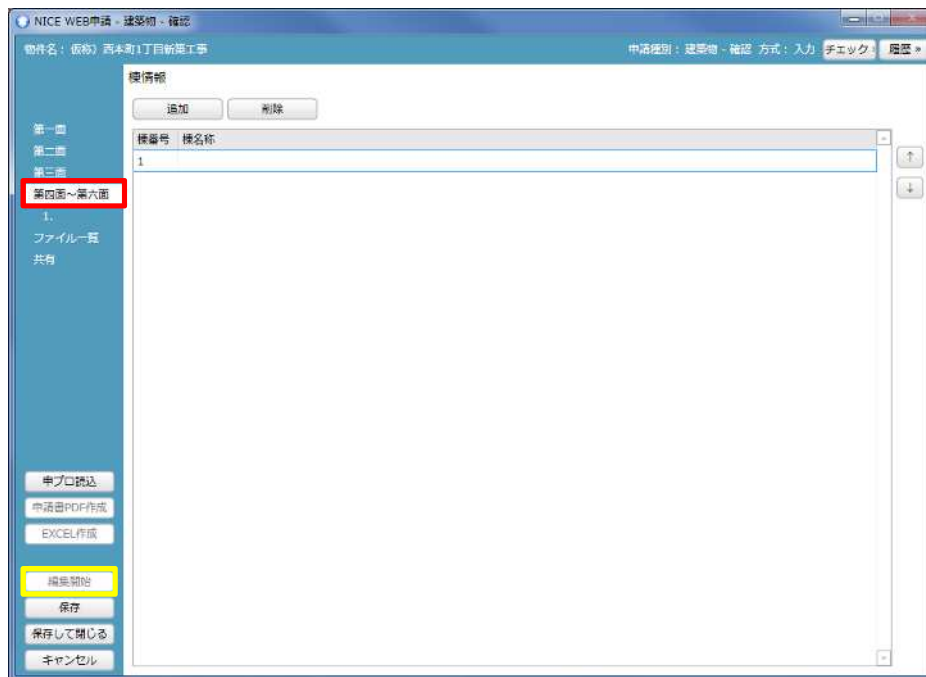
「第三面 19. 備考」入力
備考の入力を行ってください。

1 1 申請書の入力-第四面～第六面 棟情報

建築物-確認画面の左側「第四面～第六面」をクリックします。(図 1 1 - 1)

※編集開始ボタンが押されていることを確認してください。

図 1 1 - 1



・棟数の追加

「追加」ボタンをクリックすると棟がひとつ追加されます。(図 1 1 - 2)

図 1 1 - 2



※第三面 1 2 ～ 1 3 タブにある「第四面作成」ボタンで第四面を一括作成されている場合は既に第四面の棟数が作成されています。

※「削除ボタンをクリックすると棟がひとつ削除されます。

※棟情報で第四面の棟数を追加しても、第三面の情報はコピーされません。

・棟名称入力

棟名称の入力を行ってください。

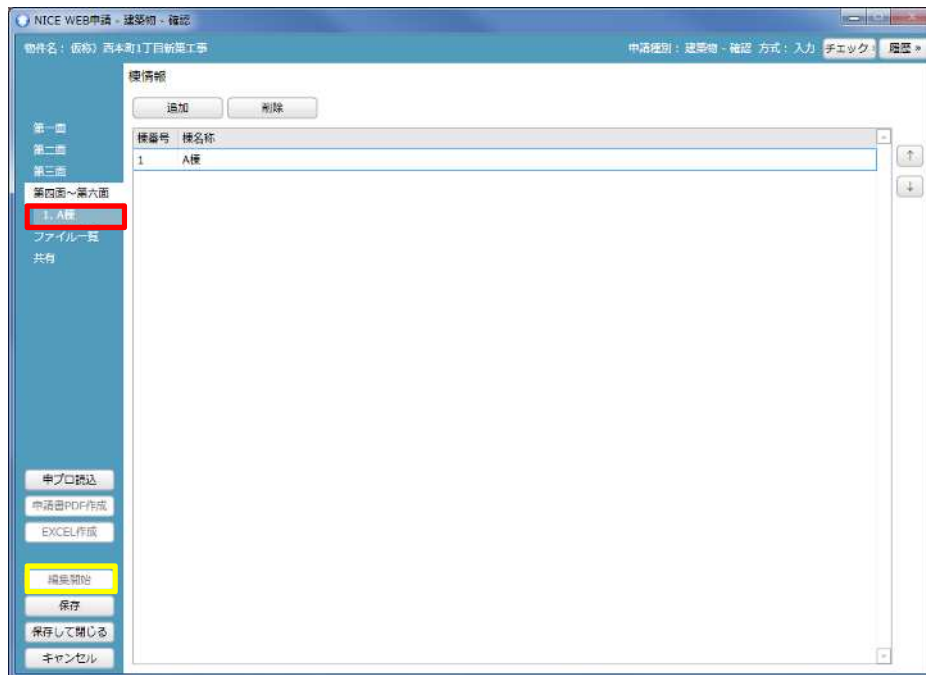
1 2 申請書の入力-第四面～第六面 第四面 1 ～ 4 タブ

建築物-確認画面の左側「第四面～第六面」の下部に表示されている棟番号（棟名称を入力されている場合は棟番号+棟名称が表示されています）をクリックします。（図 1 2 - 1）

※編集開始ボタンが押されていることを確認してください。

※第五面は、第四面 8. 階数もしくは、第四面 1 2. 床面積部分で作成します。

図 1 2 - 1



「第四面 1. 番号」入力

「1 1 申請書の入力-第四面～第六面 棟情報」の棟名称入力を参照。

「第四面 2. 用途」入力

・用途の追加

「追加」ボタンをクリックすると用途がひとつ追加されます。（図 1 2 - 2）

図 1 2 - 2



※「削除ボタンをクリックすると用途がひとつ削除されます。

・用途区分入力

用途区分プルダウン（図 1 2 - 3 ①）より用途区分コードを選択してください。※手入力可

入力された用途区分の用途名称が表示されます。（図 1 2 - 3 ②）

※表示された用途名称の文言を変更することも可能ですが、用途名称を変更されても用途区分は変更されませんのでご注意ください。

図 1 2 - 3

用途区分	用途名称
①	②

「第四面 3. 工事種別」入力

「☐」をクリックするとチェック (☒) が入ります。

該当する工事種別にチェックを入れてください。(複数選択可) (図 1 2 - 4)

図 1 2 - 4

3. 工事種別							
☒ 新築	☐ 増築	☐ 改築	☐ 移転	☐ 用途変更	☐ 大規模の修繕	☐ 大規模の模様替	

「第四面 4. 構造」入力

手入力のほか、プルダウンより選択し入力することが可能です。(図 1 2 - 5)

図 1 2 - 5

4. 構造	
構造:	
一部:	

クリックするとプルダウンが表示

1 3 申請書の入力-第四面～第六面 5（旧）

第一面の様式プルダウンで「2020 年 3 月まで」を選択している場合に表示されます。

2 0 1 9 年 6 月法改正以前の書式です。（図 1 3 - 1）

現在は利用しません。

図 1 3 - 1

NICE WEB申請 - 建築物 - 確認

物件名：西本町1丁目駅前工事

申請種別：建築物 - 確認 方式：入力 チェック 履歴

第四面～第六面

1～4 5 (旧) 5～7 8～10 11 12 (床面積) 13～17 18～19 第六面

5. 耐火建築物等 ※2019年6月法改正以前

☐ 耐火建築物

☐ 準耐火建築物 (イ-1) ☐ 準耐火建築物 (イ-2)

☐ 準耐火建築物 (ロ-1) ☐ 準耐火建築物 (ロ-2)

☐ 耐火構造建築物 ☐ 特定避難時間短縮等防止建築物

☒ その他

申請口誘込

申請書PDF作成

EXCEL作成

編集開始

保存

保存して閉じる

キャンセル

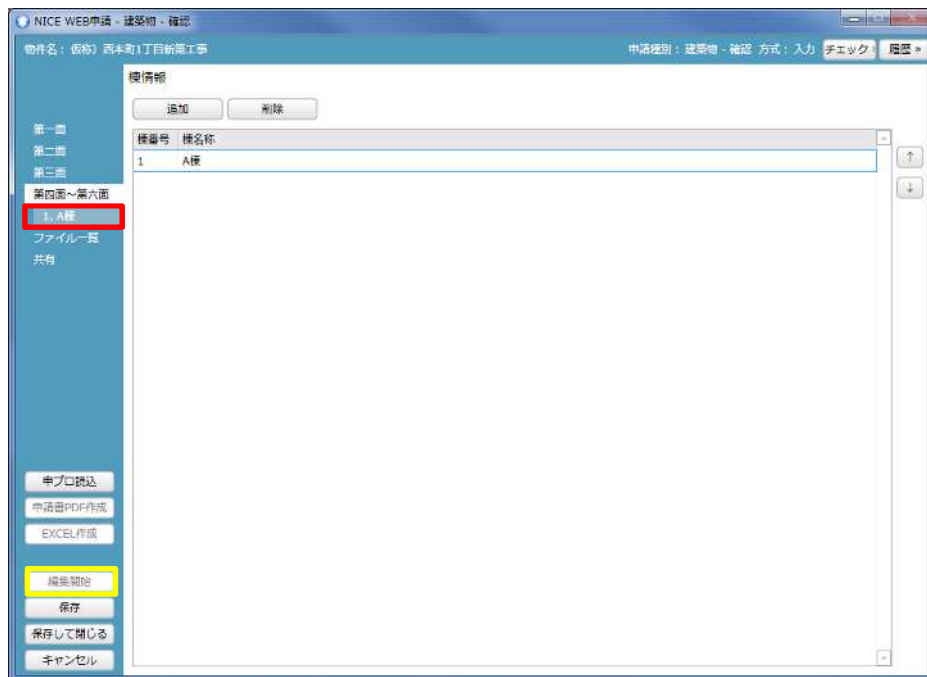
1 4 申請書の入力-第四面～第六面 第四面 5～7 タブ

建築物-確認画面の左側「第四面～第六面」の下部に表示されている棟番号（棟名称を入力されている場合は棟番号+棟名称が表示されています）をクリックします。（図1 4－1）

※編集開始ボタンが押されていることを確認してください。

※第五面は、第四面 8. 階数もしくは、第四面 1 2. 床面積部分で作成します。

図 1 4－1



建築物-確認画面の「5～7」タブをクリックします。（2020 年 4 月法改正対応画面）（図1 4－2）

図 1 4－2



「第四面 5. 主要構造部」入力

「□」をクリックするとチェック (☑) が入ります。

該当する構造部にチェックを入れてください。(いずれかひとつを選択) (図 1 4 - 3)

図 1 4 - 3

5. 主要構造部	
☒	耐火構造
☐	建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
☐	準耐火構造
☐	準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (□-1)
☐	準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (□-2)
☐	その他

「第四面 6. 建築基準法第 2 1 条及び第 2 7 条の規定の適用」入力

「□」をクリックするとチェック (☑) が入ります。

該当する規定の適用にチェックを入れてください。(複数選択可) (図 1 4 - 4)

図 1 4 - 4

6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用	
☒	建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
☐	建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
☐	建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
☐	その他
☐	建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

「第四面 7. 防火地域又は準防火地域における対策の状況」入力

「□」をクリックするとチェック (☑) が入ります。

該当する規定の適用にチェックを入れてください。(いずれかひとつを選択) (図 1 4 - 5)

図 1 4 - 5

7. 防火地域又は準防火地域における対策の状況	
☒	耐火建築物
☐	延焼防止建築物
☐	準耐火建築物
☐	準延焼防止建築物
☐	その他
☐	建築基準法第61条の規定の適用を受けない

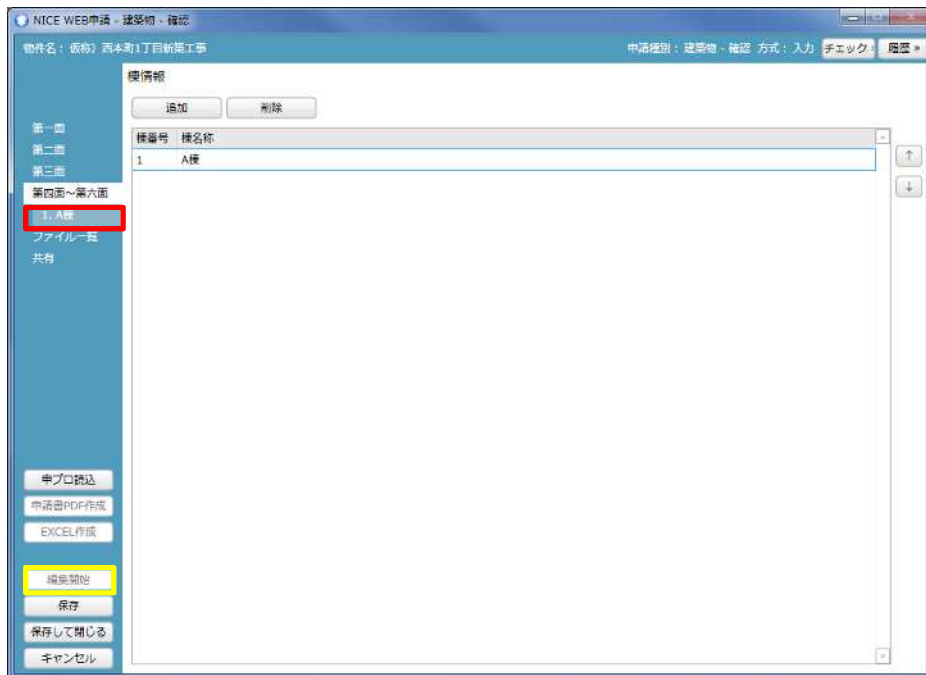
1 5 申請書の入力-第四面～第六面 第四面8～10タブ

建築物-確認画面の左側「第四面～第六面」の下部に表示されている棟番号（棟名称を入力されている場合は棟番号+棟名称が表示されています）をクリックします。（図15-1）

※編集開始ボタンが押されていることを確認してください。

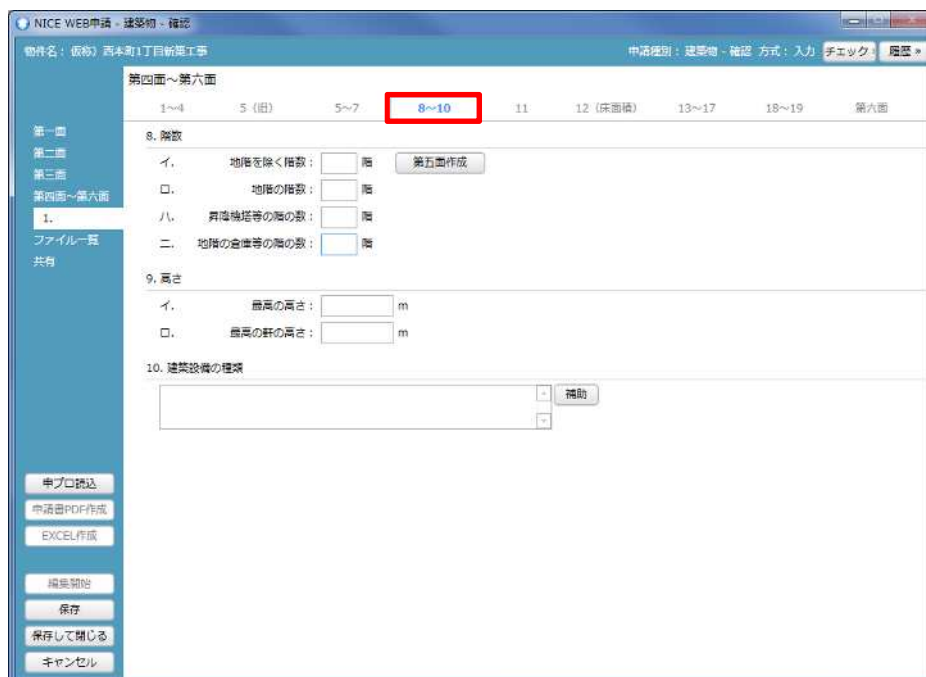
※第五面は、第四面8. 階数もしくは、第四面12. 床面積部分で作成します。

図15-1



建築物-確認画面の「8～10」タブをクリックします。（図15-2）

図15-2



「第四面 8. 階数イ。」入力
地階を除く階数を入力してください。

図 1 5 - 3

イ.	地階を除く階数 :		階
----	-----------	----------------------	---

「第四面 8. 階数ロ。」入力
地階の階数を入力してください。

図 1 5 - 4

ロ.	地階の階数 :		階
----	---------	----------------------	---

「第四面 8. 階数ハ。」入力
昇降機塔等の階の数を入力してください。

図 1 5 - 5

ハ.	昇降機塔等の階の数 :		階
----	-------------	----------------------	---

「第四面 8. 階数ニ。」入力
地階の倉庫等の階の数を入力してください。

図 1 5 - 6

ニ.	地階の倉庫等の階の数 :		階
----	--------------	----------------------	---

階数の入力完了後、「第五面作成」ボタン押下で 第四面～第六面 1 2（床面積）タブに第五面が作成されます。また、第四面 1 2. 床面積に入力された階数が反映されます。

図 1 5 - 7

8. 階数			
イ.	地階を除く階数 :		階
ロ.	地階の階数 :		階
ハ.	昇降機塔等の階の数 :		階
ニ.	地階の倉庫等の階の数 :		階

第五面作成

※補足説明 第四面 1 2. 床面積 階部分表記

F:地上階

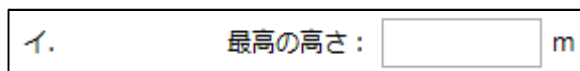
B : 地階

P : 昇降機塔等の階

M : 地階の倉庫等の階

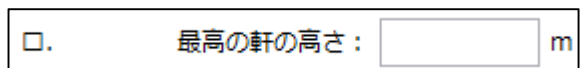
「第四面 9. 高さイ.」入力
最高の高さを入力してください。

図 1 5 - 8



「第四面 9. 高さロ.」入力
最高の高さを入力してください。

図 1 5 - 9

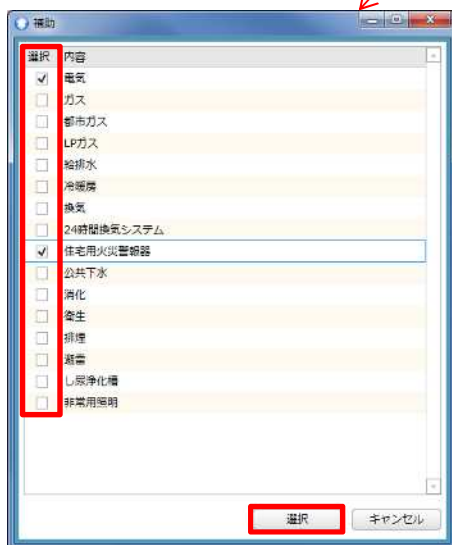


「第四面 10. 建築設備の種類」入力
建築設備の種類を入力してください。

- ・建築設備の種類入力補助機能

「補助」ボタンをクリックすると入力補助のメニューが表示されます。(図 1 5 - 1 0)
選択にチェック (☑) をいれ「選択」ボタンをクリックすると内容がセットされます。

図 1 5 - 1 0



選択	内容
☒	電気
☐	ガス
☐	都市ガス
☐	LPガス
☐	給排水
☐	冷暖房
☐	換気
☐	24時間換気システム
☒	住宅用火災警報器
☐	公共下水
☐	汚化
☐	衛生
☐	排煙
☐	避難
☐	し尿浄化槽
☐	非常用照明

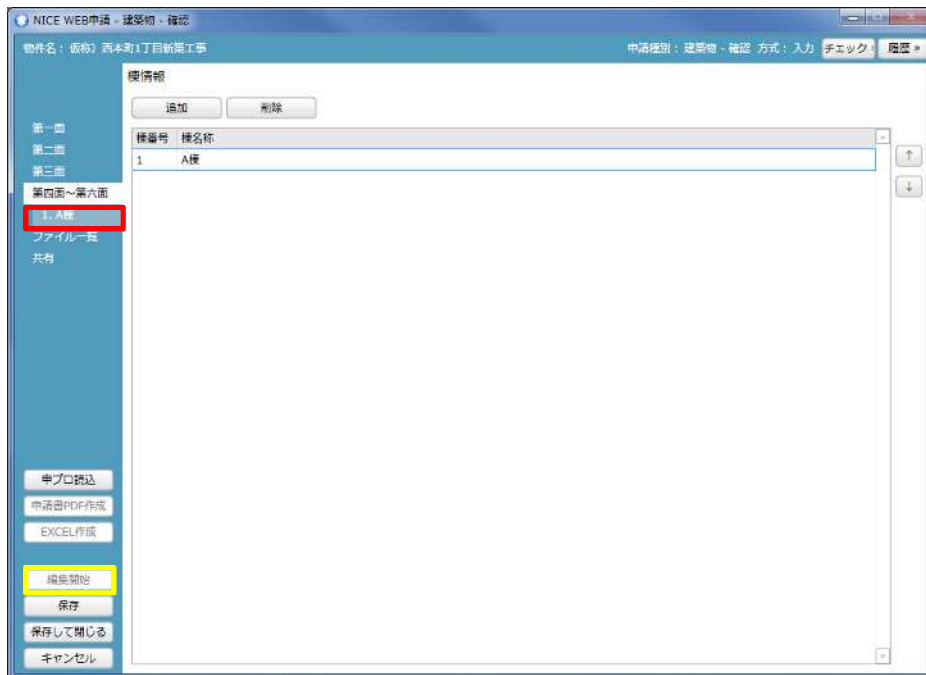
1 6 申請書の入力-第四面～第六面 第四面 1 1 タブ

建築物-確認画面の左側「第四面～第六面」の下部に表示されている棟番号（棟名称を入力されている場合は棟番号+棟名称が表示されています）をクリックします。（図 1 6 - 1）

※編集開始ボタンが押されていることを確認してください。

※第五面は、第四面 8. 階数もしくは、第四面 1 2. 床面積部分で作成します。

図 1 6 - 1



建築物-確認画面の「1 1」タブをクリックします。（図 1 6 - 2）

図 1 6 - 2



「第四面 1 1. 確認の特例イ。」入力

建築基準法第 6 条の 3 第 1 項ただし書き又は法第 18 条第 4 項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無どちらかにチェック (☑) を入れてください。(図 1 6 - 3)

図 1 6 - 3

イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書き又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無

☒ 有 ☐ 無

「第四面 1 1. 確認の特例ロ。」入力

建築基準法第 6 条の 4 第 1 項の規定による確認の特例の適用の有無どちらかにチェック (☑) を入れてください。(図 1 6 - 4)

図 1 6 - 4

ロ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無

☒ 有 ☐ 無

「第四面 1 1. 確認の特例ハ。」入力

第四面 1 1. 確認の特例ロ.入力で「有」にチェック (☑) を入れた場合に入力が可能となります。

建築基準法施行令第 10 条各号に掲げる建築物の区分にチェック (☑) を入れてください。

※複数選択可能 (図 1 6 - 5)

図 1 6 - 5

ハ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分

☒ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号

「第四面 1 1. 確認の特例ニ。」入力

第四面 1 1. 確認の特例ロ.入力で「有」にチェック (☑) を入れ、第四面 1 1. 確認の特例ハ.入力で第 1 号もしくは、第 2 号にチェック (☑) を入れた場合に入力が可能となります。

手入力もしくは、入力補助機能を利用し入力します。

- ・ 認定型式の認定番号入力時の入力補助機能

「参照」ボタンをクリックすると、入力補助のメニューが表示されます。(図 1 6 - 6)

図 1 6 - 6

ニ. 認定型式の認定番号

参照 ▼

履歴からコピー
マスタを開く

認定型式の認定番号入力補助内容

- ・履歴からコピー（図16-7）

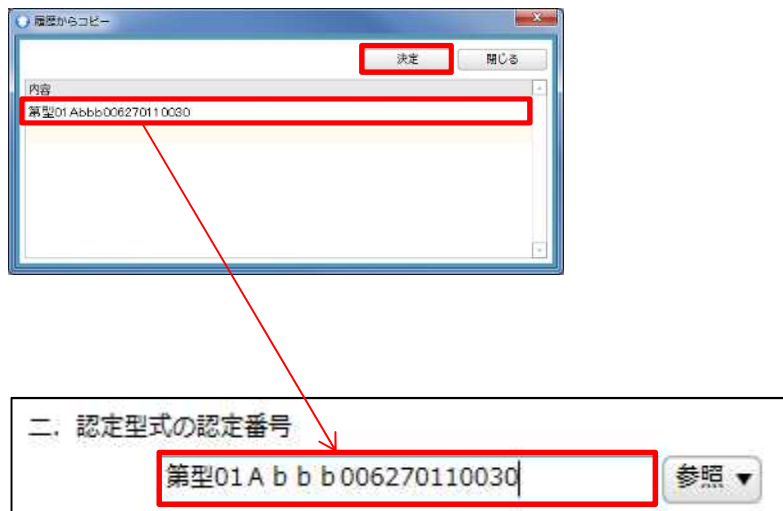
過去に作成したデータの認定型式の認定番号からコピーする機能。

「履歴からコピー」をクリックすると、過去に作成された認定型式の認定番号内容のデータ一覧が表示されます。

コピーしたい内容を選択し、「決定」ボタンをクリックすると選択された内容がコピーされます。

コピー完了後、手入力で編集することが可能です。

図16-7



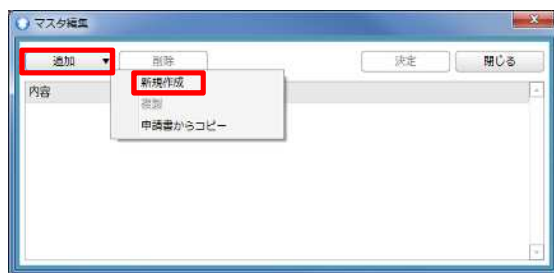
- ・マスタを開く

マスタデータに認定型式の認定番号を新規作成及び、複製（コピー）、申請書からコピー、既に登録されているマスタの内容を編集・削除・内容に反映することができます。

■認定型式の認定番号の新規作成を行う場合

「追加」ボタンをクリックし「新規作成」をクリックします。（図16-8）

図16-8



内容行が新規で追加されます。(図 1 6 - 9)

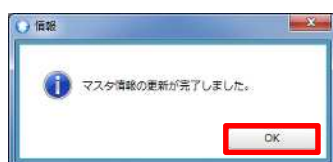
「内容」に新規追加したい認定型式の認定番号を手入力後、「保存」ボタンをクリックすると入力した内容が追加されます。

図 1 6 - 9



「保存」ボタンをクリックし、登録が完了すると、「情報」が表示されます。(図 1 6 - 1 0)
「OK」ボタンをクリックし登録を完了します。

図 1 6 - 1 0

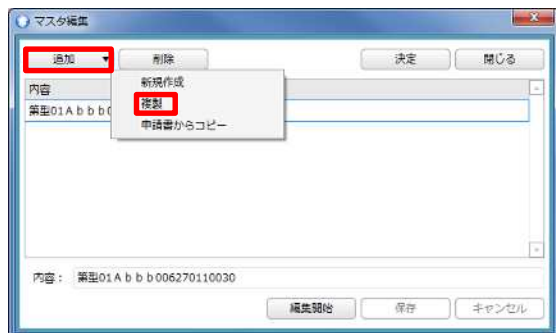


■認定型式の認定番号の複製を行う場合

複製を行いたい内容をクリックします。

「追加」ボタンをクリックし「複製」をクリックします。(図16-11)

図16-11



選択された内容が、内容行に追加されます。(図16-12)

追加された「内容」を手入力で編集することが可能です。「保存」ボタンをクリックすると入力した内容が追加されます。

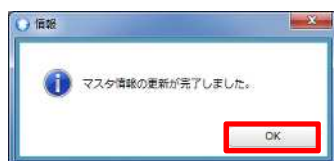
図16-12



「保存」ボタンをクリックし、登録を完了すると、「情報」が表示されます。(図16-13)

「OK」ボタンをクリックし登録を完了します。

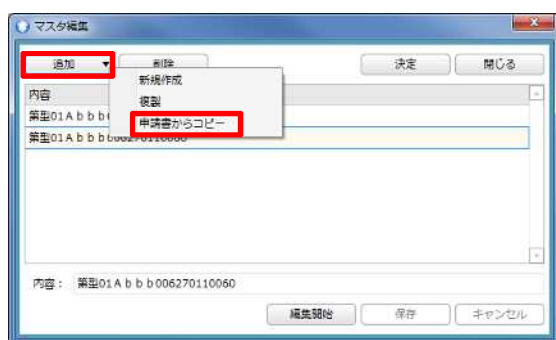
図16-13



■認定型式の認定番号を申請書からコピーを行う場合

「追加」ボタンをクリックし「申請書からコピー」をクリックします。(図16-14)

図16-14



申請書に入力されている内容が内容行に追加されます。(図16-15)

「保存」ボタンをクリックすると入力されている内容が追加されます。

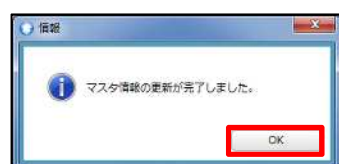
図16-15



「保存」ボタンをクリックし登録が完了すると、「情報」が表示されます。(図16-16)

「OK」ボタンをクリックし登録を完了します。

図16-16



「第四面 1 1. 確認の特例ホ。」入力
適合する一連の規定の区分にチェック (☑) を入れてください。
※複数選択可能 (図 1 6 - 1 7)

図 1 6 - 1 7

「第四面 1 1. 確認の特例へ。」入力
手入力もしくは、入力補助機能を利用し入力します。
・認証型式部材等認証番号入力時の入力補助機能
「参照」ボタンをクリックすると、入力補助のメニューが表示されます。(図 1 6 - 1 8)

図 1 6 - 1 8

認定型式部材等認証番号入力補助内容

- 履歴からコピー (図 1 6 - 1 9)
過去に作成したデータの認定型式部材等認証番号からコピーする機能。
「履歴からコピー」をクリックすると、過去に作成された認定型式部材等認証番号内容のデータ一覧が表示されます。コピーしたい内容を選択し、「決定」ボタンをクリックすると選択された内容がコピーされます。コピー完了後、手入力で編集することが可能です。

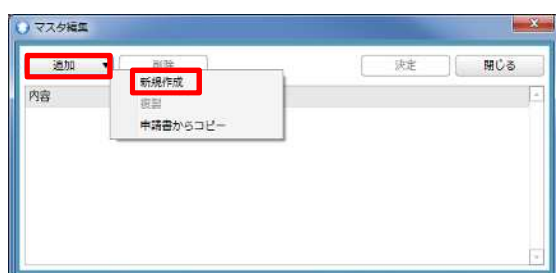
図 1 6 - 1 9

- マスタを開く
マスタデータに認定型式部材等認証番号を新規作成及び、複製 (コピー)、申請書からコピー、既に登録されているマスタの内容を編集・削除・内容に反映することができます。

■認定型式部材等認証番号の新規作成を行う場合

「追加」ボタンをクリックし「新規作成」をクリックします。(図16-20)

図16-20



内容行が新規で追加されます。(図16-21)

「内容」に新規追加したい認定型式部材等認証番号を手入力後、「保存」ボタンをクリックすると入力した内容が追加されます。

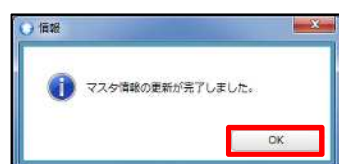
図16-21



「保存」ボタンをクリックし登録が完了すると、「情報」が表示されます。(図16-22)

「OK」ボタンをクリックし登録を完了します。

図16-22

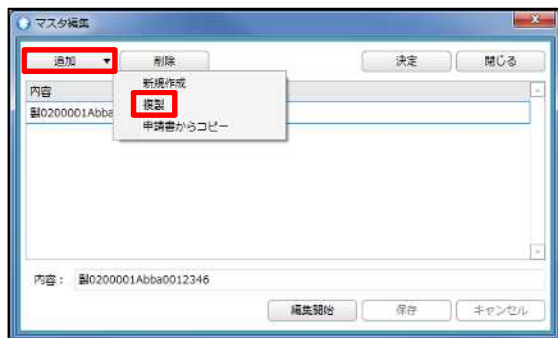


■認定型式部材等認証番号の複製を行う場合

複製を行いたい内容をクリックします。

「追加」ボタンをクリックし「複製」をクリックします。(図16-23)

図16-23



選択された内容が、内容行に追加されます。(図16-24)

追加された「内容」を手入力で編集することが可能です。「保存」ボタンをクリックすると入力した内容が追加されます。

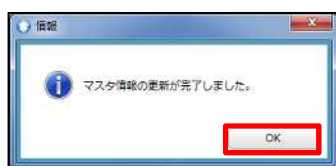
図16-24



「保存」ボタンをクリックし、登録を完了すると、「情報」が表示されます。(図16-25)

「OK」ボタンをクリックし登録を完了します。

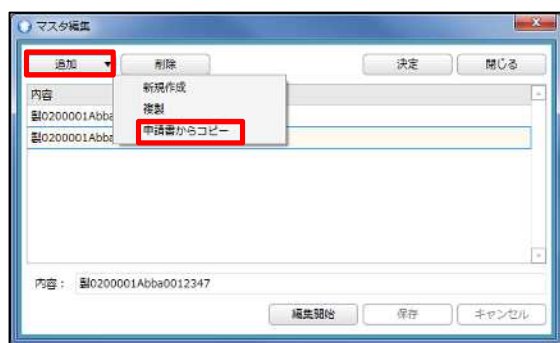
図16-25



■認定型式部材等認証番号を申請書からコピーを行う場合

「追加」ボタンをクリックし「申請書からコピー」をクリックします。(図16-26)

図16-26



申請書に入力されている内容が内容行に追加されます。(図16-27)

「保存」ボタンをクリックすると入力されている内容が追加されます。

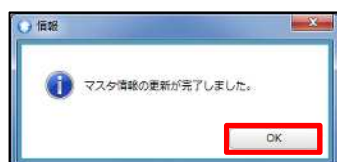
図16-27



「保存」ボタンをクリックし、登録を完了すると、「情報」が表示されます。(図16-28)

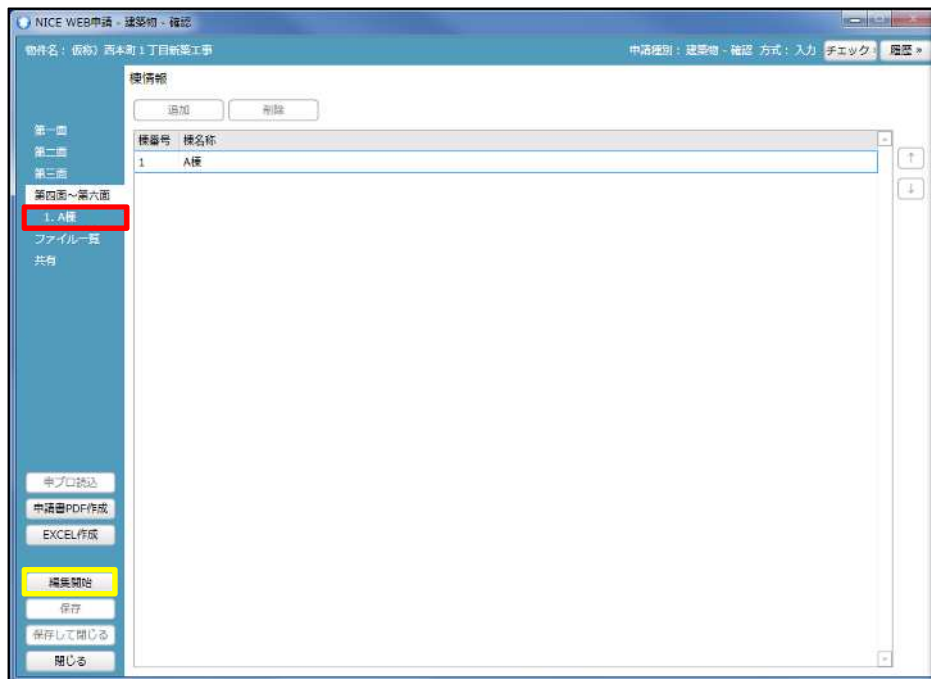
「OK」ボタンをクリックし登録を完了します。

図16-28



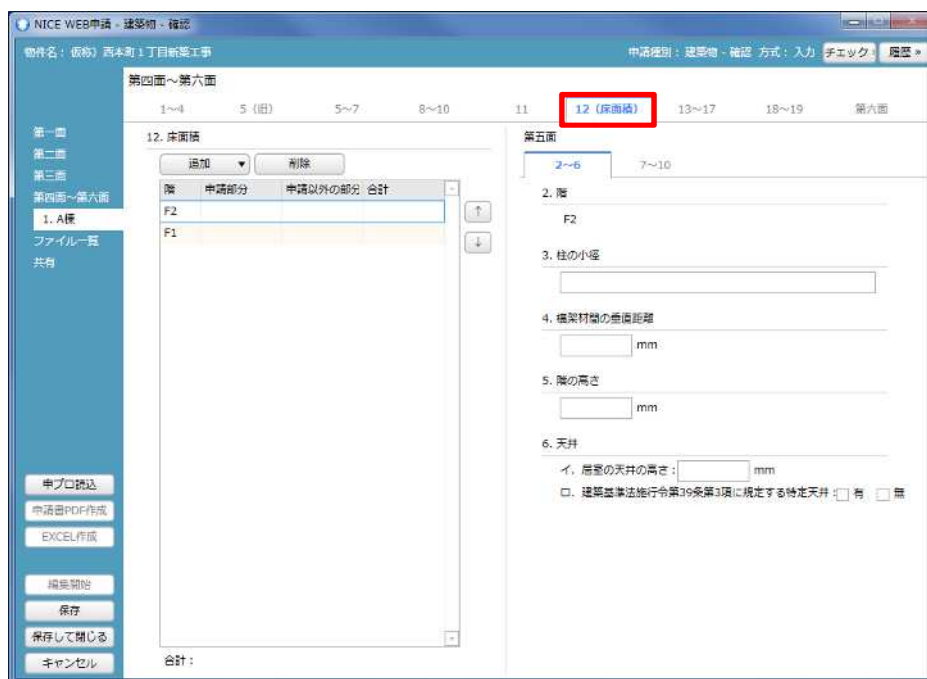
17 申請書の入力-第四面～第六面 第四面 12（床面積）タブと第五面 2～6、7～10タブ
 建築物-確認画面の左側「第四面～第六面」の下部に表示されている棟番号（棟名称を入力されている場合は
 棟番号+棟名称が表示されています）をクリックします。（図17-1）
 ※編集開始ボタンが押されていることを確認してください。
 ※第四面 8.階数部分で「第五面作成」を行っている場合は、第四面 12. 床面積と第五面がすでに作成されて
 います。

図 17-1



建築物-確認画面の「12（床面積）」タブをクリックします。（図17-2）

図 17-2



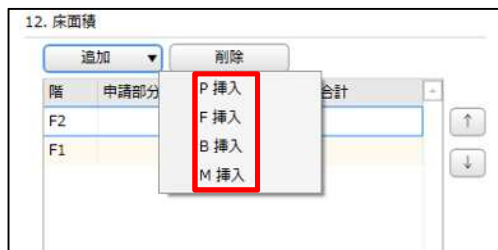
「第四面 1 2. 床面積（第五面含む）」入力

第四面 8. 階数部分で「第五面作成」を行っている場合は第四面 1 2. 床面積と第五面がすでに作成されています。

- ・階数の追加を行う場合

「追加」ボタンをクリックすると「P 挿入・F 挿入・B 挿入・M 挿入」が表示されます。（図 1 7－3）

図 1 7－3



P:昇降機塔等の階

F:地上階

B:地階

M:地階の倉庫等の階

追加したい階を選択すると「階」部分に追加されます。

※階数は自動で作成されます。

階を削除したい場合は、削除したい階を選択し、「削除」ボタンをクリックすると階を削除することができます。（図 1 7－4）

図 1 7－4



「第五面 2. 階」設定

第四面 1 2. 床面積部分の階をクリックすると階が表示されます。

※第五面は選択された階が入力の対象階となります。(図 1 7 - 5)

図 1 7 - 5

The screenshot shows two panels. The left panel, titled '12. 床面積' (Floor Area), contains a table with columns: '階' (Floor), '申請部分' (Application Part), '申請以外の部分' (Part other than application), and '合計' (Total). The table has two rows: 'F2' and 'F1'. The 'F2' row is highlighted with a blue selection bar. Above the table are buttons for '追加' (Add) and '削除' (Delete). The right panel, titled '第五面' (Fifth Face), shows a list of floors: '2~6' and '7~10'. Below this, '2. 階' (2nd Floor) is selected, and 'F2' is displayed in a red-bordered box. A red arrow points from the 'F2' row in the table on the left to the 'F2' box on the right.

「第五面 3. 柱の小径」入力

該当階の柱の小径を入力してください。(図 1 7 - 6)

図 1 7 - 6

A form titled '3. 柱の小径' (Column Diameter) with a single text input field.

「第五面 4. 横架材間の垂直距離」入力

該当階の横架材間の垂直距離を入力してください。(図 1 7 - 7)

図 1 7 - 7

A form titled '4. 横架材間の垂直距離' (Vertical Distance between Horizontal Framing Materials) with a text input field followed by the unit 'mm'.

「第五面 5. 階の高さ」入力

該当階の階の高さを入力してください。(図 1 7 - 8)

図 1 7 - 8

A form titled '5. 階の高さ' (Floor Height) with a text input field followed by the unit 'mm'.

「第五面 6. 天井イ。」入力

該当階の居室の天井の高さを入力してください。(図 1 7 - 9)

図 1 7 - 9

A form titled '6. 天井' (Ceiling) with a sub-label 'イ. 居室の天井の高さ:' (I. Ceiling height of the living room:) followed by a text input field and the unit 'mm'.

「第五面 6. 天井ロ。」入力

該当階の建築基準法施行令第 3 9 条第 3 項に規定する特定天井の有無にチェックを入れてください。
(いずれかひとつを選択) (図 1 7 - 1 0)

図 1 7 - 1 0

A form with a label '□. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井:' (Specified ceiling specified in Article 39, Paragraph 3 of the Building Standards Act Enforcement Order:) followed by two checkboxes: '有' (Yes) and '無' (No).

「第五面 7. 用途別床面積」入力

該当階の用途別床面積を入力します。

「追加」ボタンをクリックすると、1行追加されます。(図17-11)

「削除」ボタンをクリックすると、選択されていた行が削除されます。(図17-12)

図17-11

図17-12

「用途の区分」入力

用途の区分は「▼」部分をクリックするとプルダウンで表示されます。

該当する用途の区分を選択してください。(図17-13)

図17-13

「床面積」入力

床面積を入力してください。(図17-14)

図17-14

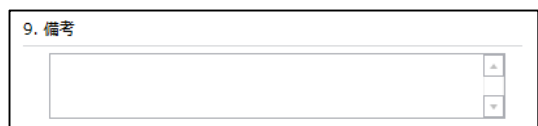
「第五面 8. その他必要な事項」入力
その他必要な事項を入力してください。(図 1 7 - 1 5)

図 1 7 - 1 5

A screenshot of a software interface showing a text input field for '8. その他必要な事項' (Other necessary items). The field is empty and has a small vertical scroll bar on the right side.

「第五面 9. 備考」入力
備考を入力してください。(図 1 7 - 1 6)

図 1 7 - 1 6

A screenshot of a software interface showing a text input field for '9. 備考' (Remarks). The field is empty and has a small vertical scroll bar on the right side.

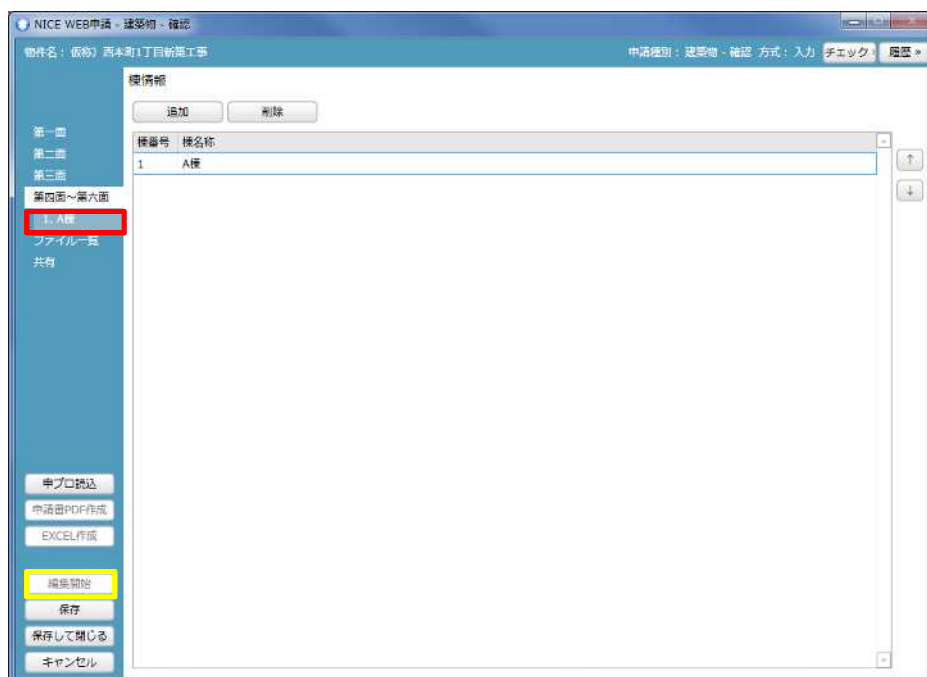
1 8 申請書の入力-第四面～第六面 第四面 1 3～1 7 タブ

建築物-確認画面の左側「第四面～第六面」の下部に表示されている棟番号（棟名称を入力されている場合は棟番号+棟名称が表示されています）をクリックします。（図 1 8－1）

※編集開始ボタンが押されていることを確認してください。

※第五面は、第四面 8. 階数もしくは、第四面 1 2. 床面積部分で作成します。

図 1 8－1



建築物-確認画面の「1 3～1 7」タブをクリックします。（図 1 8－2）

図 1 8－2



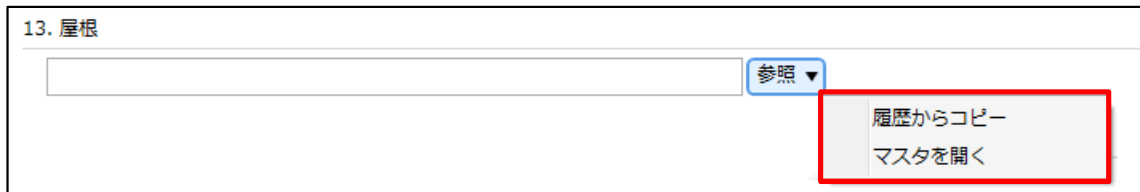
「第四面 1 3.屋根」入力

手入力もしくは、入力補助機能を利用します。

- ・屋根の入力補助機能

「参照」ボタンをクリックすると、入力補助のメニューが表示されます。(図18-3)

図18-3



屋根の入力補助内容

- ・履歴からコピー (図18-4)

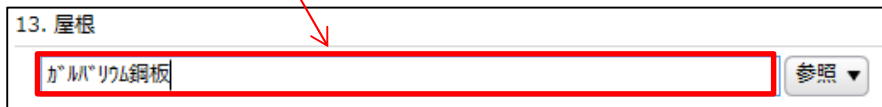
過去に作成したデータの屋根からコピーする機能。

「履歴からコピー」をクリックすると、過去に作成された屋根のデータ一覧が表示されます。

コピーしたい内容を選択し、「決定」ボタンをクリックすると選択された内容がコピーされます。

コピー完了後、手入力で編集することが可能です。

図18-4



- ・マスタを開く

マスタデータに屋根を新規作成及び、複製 (コピー)、申請書からコピー、既に登録されているマスタの内容を編集・削除・内容に反映することができます。

■屋根の新規作成を行う場合

「追加」ボタンをクリックし「新規作成」をクリックします。(図18-5)

図18-5



内容行が新規で追加されます。(図 1 8 - 6)

「内容」に新規追加したい屋根を手入力後、「保存」ボタンをクリックすると入力した内容が追加されます。

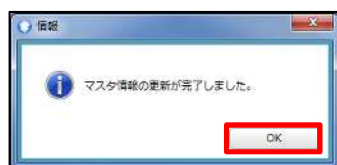
図 1 8 - 6



「保存」ボタンをクリックし、登録が完了すると、「情報」が表示されます。(図 1 8 - 7)

「OK」ボタンをクリックし登録を完了します。

図 1 8 - 7



■屋根の複製を行う場合

複製を行いたい内容をクリックします。

「追加」ボタンをクリックし「複製」をクリックします。(図18-8)

图 18-8



選択された内容が、内容行に追加されます。(図 18-9)

追加された「内容」を手入力で編集することが可能です。「保存」ボタンをクリックすると入力した内容が追加されます。

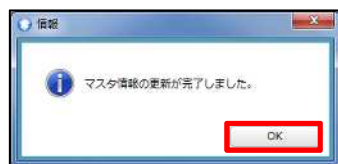
图 18-9



「保存」ボタンをクリックし、登録を完了すると、「情報」が表示されます。(図18-10)

「OK」ボタンをクリックし登録を完了します。

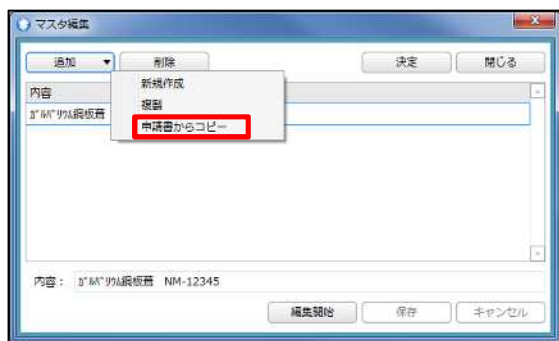
图 18-10



■屋根を申請書からコピーを行う場合

「追加」ボタンをクリックし「申請書からコピー」をクリックします。(図18-11)

図18-11



申請書に入力されている内容が内容行に追加されます。(図18-12)

「保存」ボタンをクリックすると入力されている内容が追加されます。

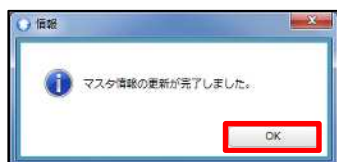
図18-12



「保存」ボタンをクリックし、登録を完了すると、「情報」が表示されます。(図18-13)

「OK」ボタンをクリックし登録を完了します。

図18-13



「第四面 1 4. 外壁」入力

手入力もしくは、入力補助機能を利用し入力します。

- ・外壁入力時の入力補助機能

「参照」ボタンをクリックすると、入力補助のメニューが表示されます。(図 1 8 - 1 4)

図 1 8 - 1 4



外壁入力補助内容

- ・履歴からコピー (図 1 8 - 1 5)

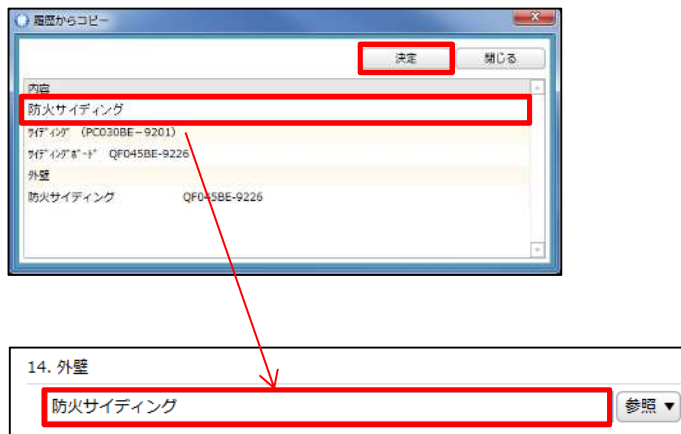
過去に作成したデータの外壁からコピーする機能。

「履歴からコピー」をクリックすると、過去に作成された外壁内容のデータ一覧が表示されます。

コピーしたい内容を選択し、「決定」ボタンをクリックすると選択された内容がコピーされます。

コピー完了後、手入力で編集することが可能です。

図 1 8 - 1 5



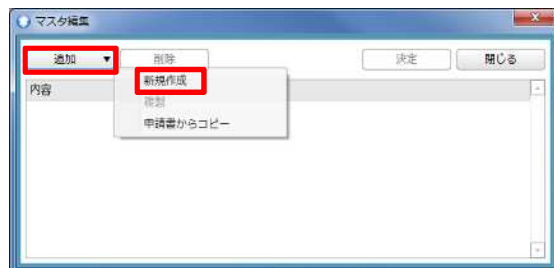
- ・マスタを開く

マスタデータに外壁を新規作成及び、複製 (コピー)、申請書からコピー、既に登録されているマスタの内容を編集・削除・内容に反映することができます。

- 外壁の新規作成を行う場合

「追加」ボタンをクリックし「新規作成」をクリックします。(図 1 8 - 1 6)

図 1 8 - 1 6



内容行が新規で追加されます。(図 1 8 - 1 7)

「内容」に新規追加した外壁を手入力後、「保存」ボタンをクリックすると入力した内容が追加されます。

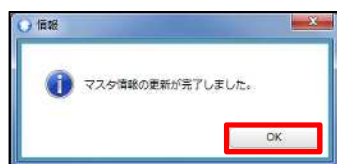
図 1 8 - 1 7



「保存」ボタンをクリックし、登録が完了すると、「情報」が表示されます。(図 1 8 - 1 8)

「OK」ボタンをクリックし登録を完了します。

図 1 8 - 1 8

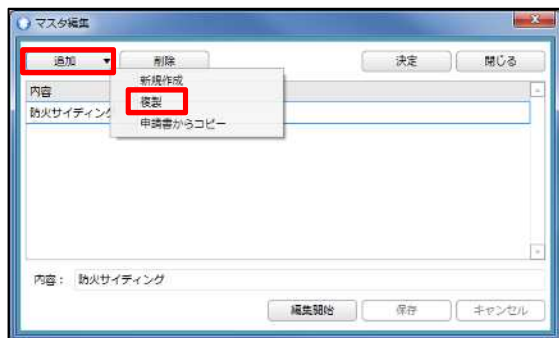


■外壁の複製を行う場合

複製を行いたい内容をクリックします。

「追加」ボタンをクリックし「複製」をクリックします。(図18-19)

図18-19



選択された内容が、内容行に追加されます。(図18-20)

追加された「内容」を手入力で編集することが可能です。「保存」ボタンをクリックすると入力した内容が追加されます。

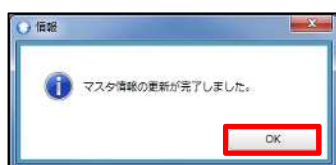
図18-20



「保存」ボタンをクリックし、登録を完了すると、「情報」が表示されます。(図18-21)

「OK」ボタンをクリックし登録を完了します。

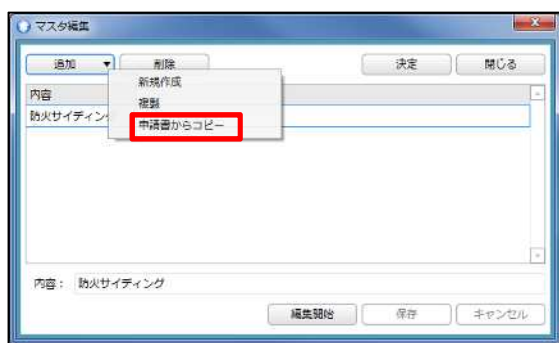
図18-21



■外壁を申請書からコピーを行う場合

「追加」ボタンをクリックし「申請書からコピー」をクリックします。(図18-22)

図18-22



申請書に入力されている内容が内容行に追加されます。(図18-23)

「保存」ボタンをクリックすると入力されている内容が追加されます。

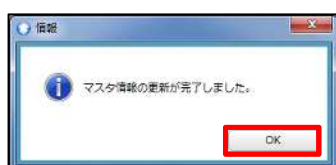
図18-23



「保存」ボタンをクリックし、登録を完了すると、「情報」が表示されます。(図18-24)

「OK」ボタンをクリックし登録を完了します。

図18-24



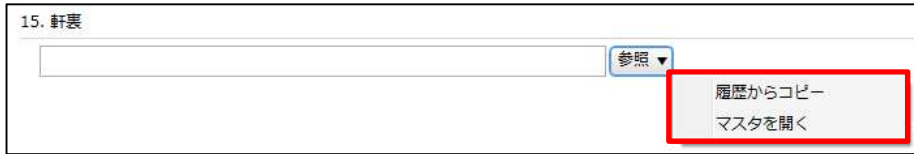
「第四面 15. 軒裏」入力

手入力もしくは、入力補助機能を利用し入力します。

- ・軒裏入力時の入力補助機能

「参照」ボタンをクリックすると、入力補助のメニューが表示されます。(図18-25)

図18-25



軒裏入力補助内容

- ・履歴からコピー (図18-26)

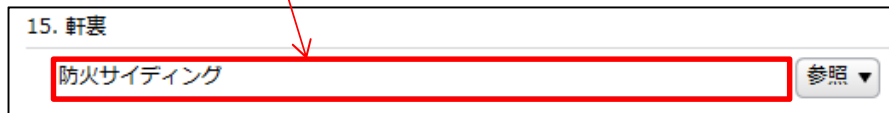
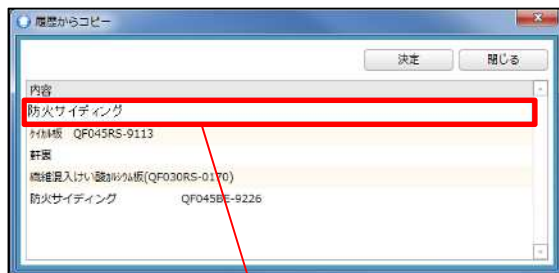
過去に作成したデータの軒裏からコピーする機能。

「履歴からコピー」をクリックすると、過去に作成された軒裏のデータ一覧が表示されます。

コピーしたい内容を選択し、「決定」ボタンをクリックすると選択された内容がコピーされます。

コピー完了後、手入力で編集することが可能です。

図18-26



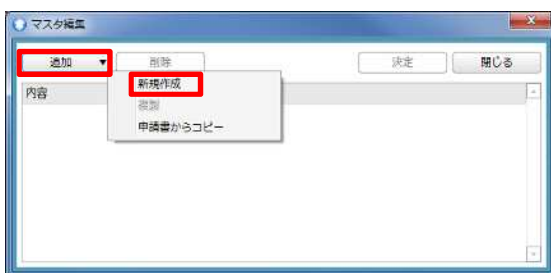
- ・マスタを開く

マスタデータに軒裏を新規作成及び、複製（コピー）、申請書からコピー、既に登録されているマスタの内容を編集・削除・内容に反映することができます。

■軒裏の新規作成を行う場合

「追加」ボタンをクリックし「新規作成」をクリックします。(図18-27)

図18-27



内容行が新規で追加されます。(図 1 8 - 2 8)

「内容」に新規追加したい軒裏を手入力後、「保存」ボタンをクリックすると入力した内容が追加されます。

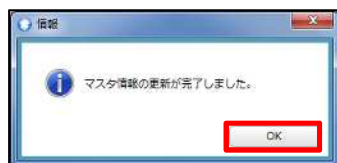
図 1 8 - 2 8



「保存」ボタンをクリックし、登録が完了すると、「情報」が表示されます。(図 1 8 - 2 9)

「OK」ボタンをクリックし登録を完了します。

図 1 8 - 2 9

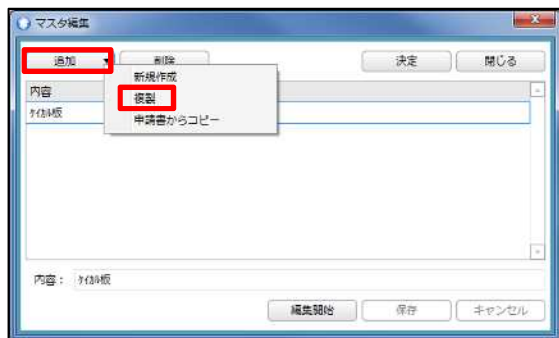


■ 軒裏の複製を行う場合

複製を行いたい内容をクリックします。

「追加」 ボタンをクリックし「複製」 をクリックします。(図 18-30)

図 18-30



選択された内容が、内容行に追加されます。(図 18-31)

追加された「内容」を手入力で編集することが可能です。「保存」 ボタンをクリックすると入力した内容が追加されます。

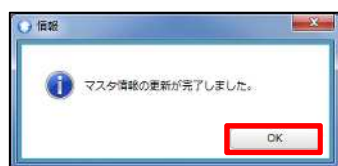
図 18-31



「保存」 ボタンをクリックし、登録を完了すると、「情報」が表示されます。(図 18-32)

「OK」 ボタンをクリックし登録を完了します。

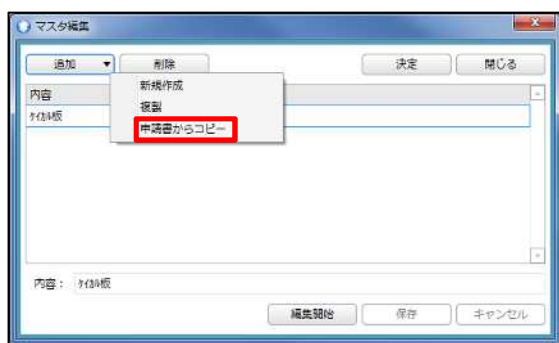
図 18-32



■ 軒裏を申請書からコピーを行う場合

「追加」ボタンをクリックし「申請書からコピー」をクリックします。(図18-33)

図18-33



申請書に入力されている内容が内容行に追加されます。(図18-34)

「保存」ボタンをクリックすると入力されている内容が追加されます。

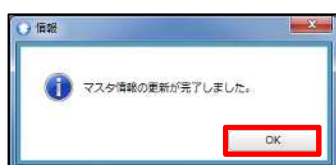
図18-34



「保存」ボタンをクリックし、登録を完了すると、「情報」が表示されます。(図18-35)

「OK」ボタンをクリックし登録を完了します。

図18-35



「第四面 1 6．居室の床の高さ」入力
居室の床の高さを入力してください。(図 1 8－3 6)

図 1 8－3 6

16. 居室の床の高さ

mm

「第四面 1 7．便所の種類」入力
「□」をクリックするとチェック (☑) が入ります。
該当する便所の種類にチェックを入れてください。
(水洗・汲取り・汲取り(改良)のいずれかひとつを選択)(水洗を選択時(公共下水・団地内浄化槽・農村下水道)に該当すればいずれかひとつを選択))(図 1 8－3 7)
その他は手入力してください。

図 1 8－3 7

17. 便所の種類

☒ 水洗 (☐ 公共下水 ☐ 団地内浄化槽 ☐ 農村下水道)

☐ 汲取り

☐ 汲取り(改良)

その他:

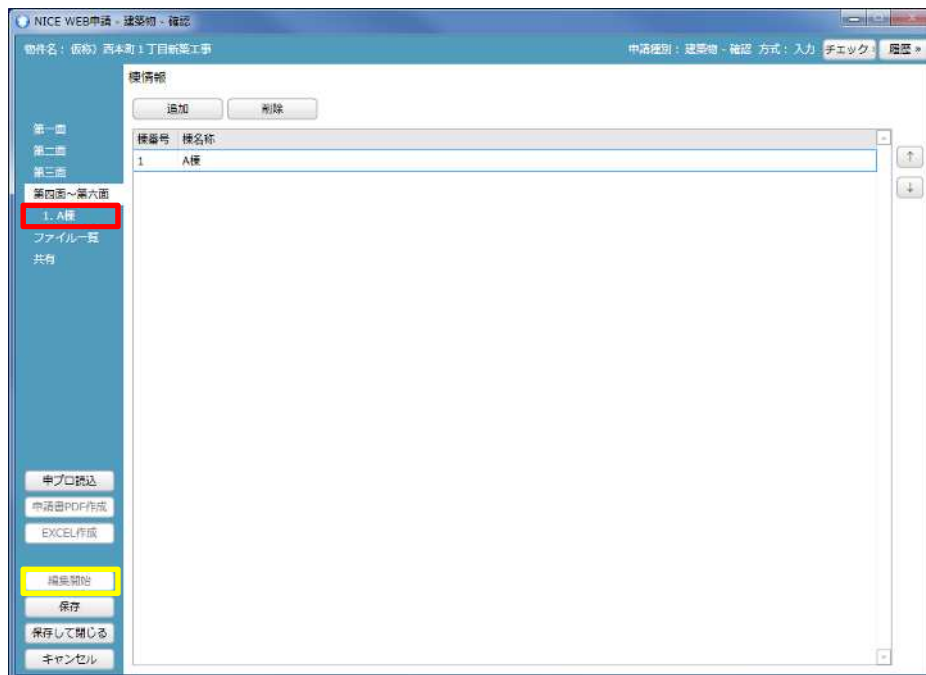
1 9 申請書の入力-第四面～第六面 第四面 18～19 タブ

建築物-確認画面の左側「第四面～第六面」の下部に表示されている棟番号（棟名称を入力されている場合は棟番号+棟名称が表示されています）をクリックします。（図 1 9 - 1）

※編集開始ボタンが押されていることを確認してください。

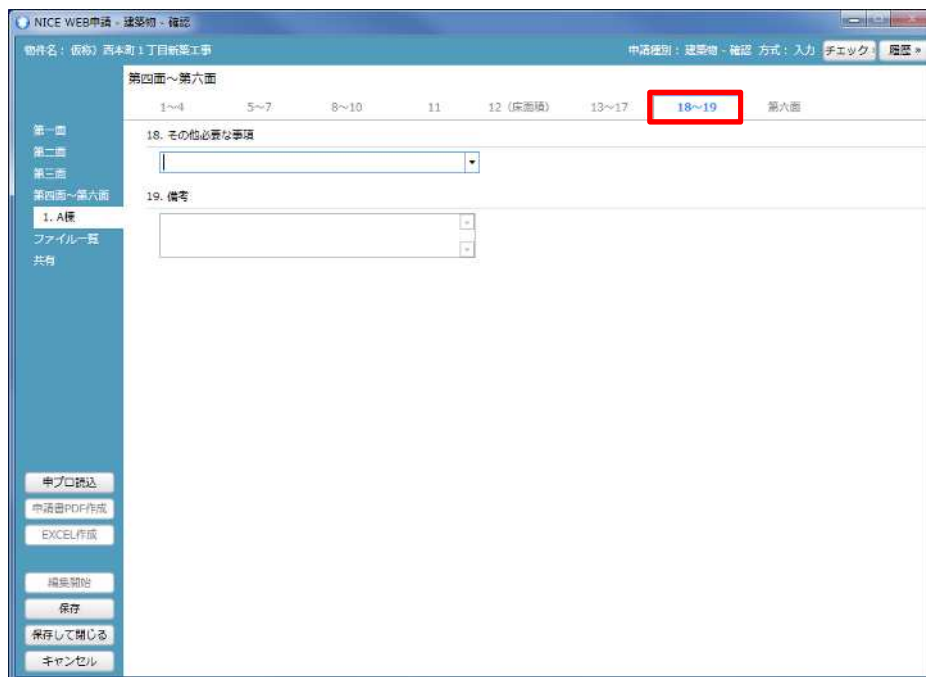
※第五面は、第四面 8. 階数もしくは、第四面 1 2. 床面積部分で作成します。

図 1 9 - 1



建築物-確認画面の「1 8～1 9」タブをクリックします。（図 1 9 - 2）

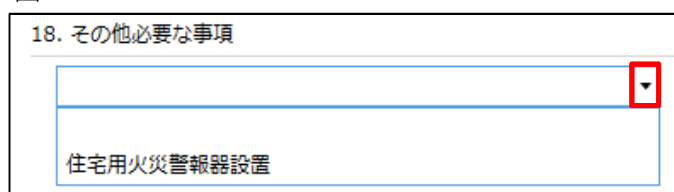
図 1 9 - 2



「第四面 18. その他必要な事項」入力

手入力のほか、「▼」部分をクリックするとプルダウンより選択し入力することが可能です。(図 19-3)

図 19-3



18. その他必要な事項

住宅用火災警報器設置

「第四面 19. 備考」入力

備考を入力してください。(図 19-4)

図 19-4



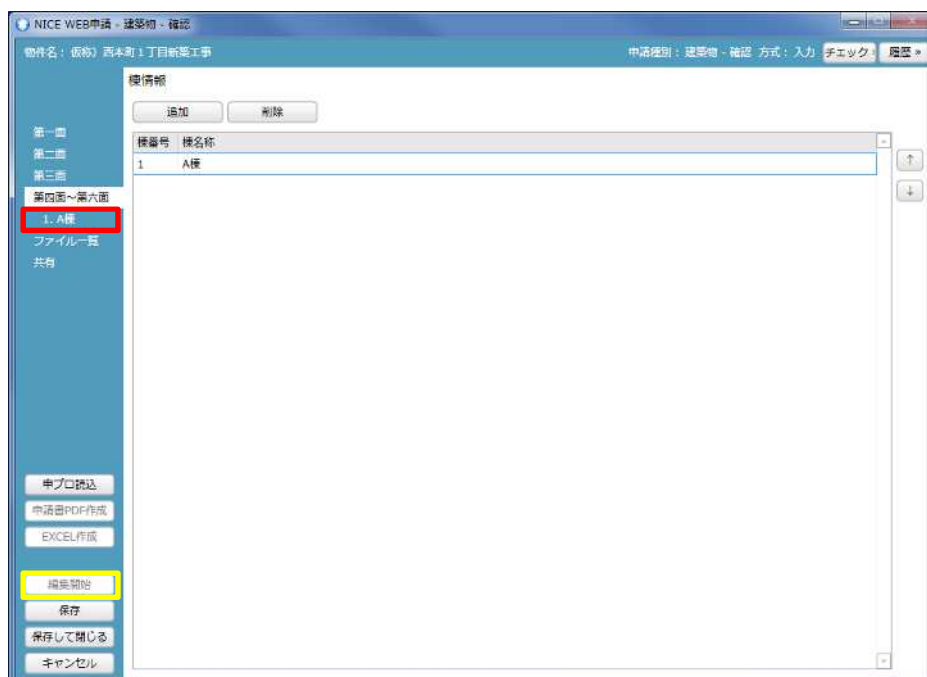
19. 備考

20 申請書の入力-第四面～第六面 第六面 1～5 タブ

建築物-確認画面の左側「第四面～第六面」の下部に表示されている棟番号（棟名称を入力されている場合は棟番号+棟名称が表示されています）をクリックします。（図20-1）

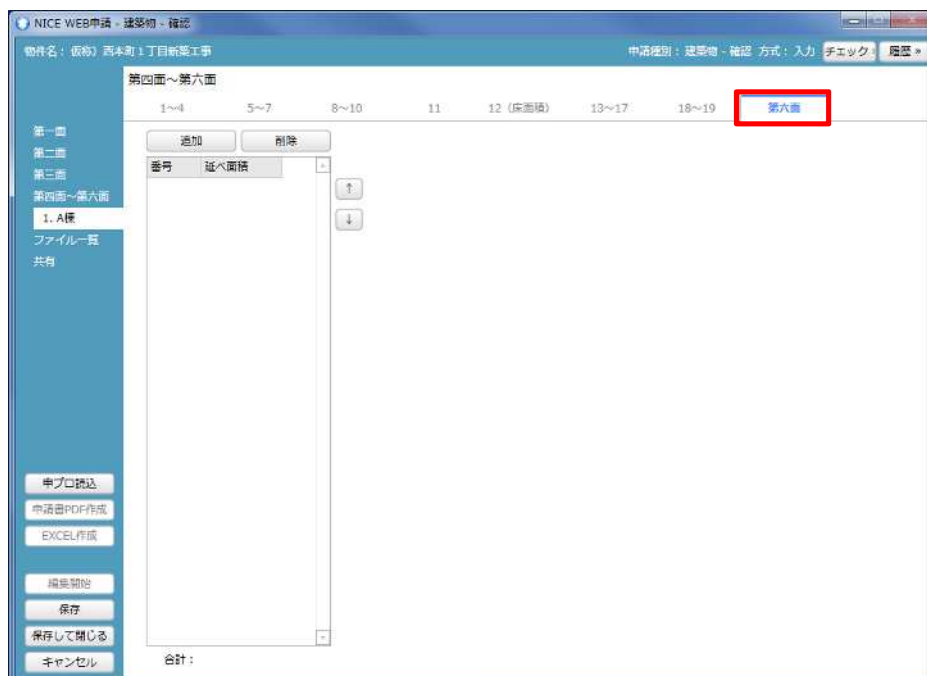
※編集開始ボタンが押されていることを確認してください。

図20-1



建築物-確認画面の「第六面」タブをクリックします。（図19-2）

図20-2



「第六面構造追加」

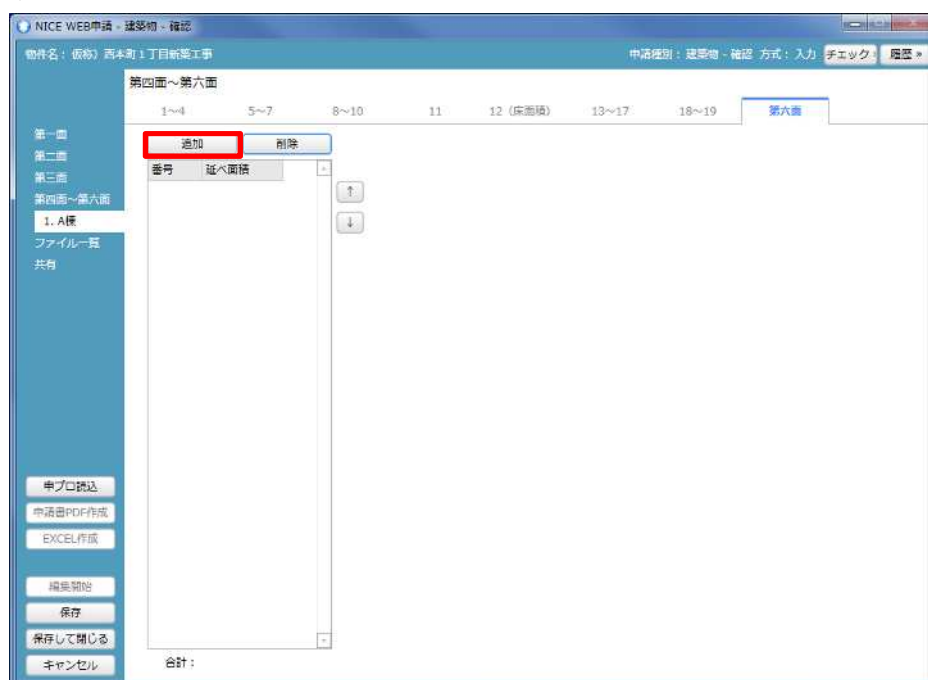
建築物が「構造上分離している」、「構造上分離していない」を選択します。

「構造上分離している」場合は、複数の棟を作成することが可能です。

「構造上分離していない」場合は、1棟のみ作成することが可能です。

「追加」を選択します。(図20-3)

図20-3

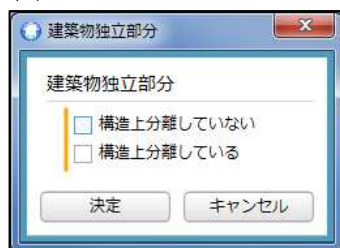


「建築物独立分」が表示されます。(図20-4)

☐構造上分離していない もしくは ☐構造上分離している のどちらかにチェック (☑) を入れ「決定」ボタンをクリックしてください。

※構造上分離しているにチェックを入れた場合、さらに「追加」ボタンをクリックすることにより2棟目の入力が可能となります。

図20-4



どちらかにチェックを入れ「決定」ボタンをクリックすると第六面 1～5 タブが表示されます。

1. 番号部分にある「分離切替」ボタンをクリック（図 20-5）すると「建築物独立部分」が表示されますのでいつでも、設定の変更が可能となっております。（図 20-6）

図 20-5

The screenshot shows the 'NICE WEB申請・建築確認' window. The 'Fourth to Sixth' tab is active, and the 'Sixth' sub-tab is selected. On the left, a list of items is shown, with '1. A棟' selected. In the main area, a table lists items with columns for 'Number' and 'Area'. The first item has the number '1'. To the right of this number is a red-bordered button labeled '分離切替' (Separation Switch). Below the table, there are input fields for 'Building Height' (最高の高さ), 'Building Width' (最高の幅の高さ), and 'Building Type' (階数). There are also checkboxes for 'Specify Building Calculation Basis' (特定構造計算基準) and 'Specify Reinforced Concrete Building Calculation Basis' (特定増改築構造計算基準). At the bottom, there are checkboxes for 'Building Calculation Classification' (構造計算の区分) with various options like 'Execution Order 81 Item 1' and 'Execution Order 81 Item 2'.

図 20-6

The screenshot shows a dialog box titled '建築物独立部分' (Building Independent Part). It contains two checkboxes: '構造上分離していない' (Not separated structurally) which is checked, and '構造上分離している' (Separated structurally) which is unchecked. At the bottom, there are '決定' (Decide) and 'キャンセル' (Cancel) buttons.

※「構造上分離している」にチェックを入れ作成すると、「追加」ボタンをクリックすることにより 2 棟目の情報を入力することが可能です。

また、「削除」ボタンをクリックすることにより、作成した番号を削除することが可能です。

「第六面 2. 延べ面積」入力
延べ面積を入力してください。(図 2 0 - 7)

図 2 0 - 7

2. 延べ面積	
	m ²

「第六面 3. 建築物の高さ等（最高の高さ）」入力
最高の高さを入力してください。(図 2 0 - 8)

図 2 0 - 8

最高の高さ：		m
--------	----------------------	---

「第六面 3. 建築物の高さ等（最高の軒の高さ）」入力
最高の軒の高さを入力してください。(図 2 0 - 9)

図 2 0 - 9

最高の軒の高さ：		m
----------	----------------------	---

「第六面 3. 建築物の高さ等（階数（地上・地下）」入力
階数（地上・地下）を入力してください。(図 2 0 - 1 0)

図 2 0 - 1 0

階数：	地上		階	地下		階
-----	----	----------------------	---	----	----------------------	---

「第六面 3. 建築物の高さ等（構造）」入力
手入力のほか、プルダウンより選択し入力することが可能です。(図 2 0 - 1 1)

図 2 0 - 1 1

構造：		▼	一部		▼
-----	----------------------	---	----	----------------------	---

「第六面 4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別」入力
「□」をクリックするとチェック (☑) が入ります。
該当する基準に☑を入れてください。(いずれかひとつを選択) (図 2 0 - 1 2)

図 2 0 - 1 2

4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別	
☒	特定構造計算基準
☐	特定増改築構造計算基準

「第六面 5. 構造計算の区分」入力

「□」をクリックするとチェック (☑) が入ります。

該当する構造計算の区分にチェックを入れてください。(いずれかひとつを選択) (図 20-13)

図 20-13

5. 構造計算の区分	
☐ 施行令81条1項各号に掲げる構造計算	※時刻歴応答解析
☐ 施行令81条2項1号イに掲げる構造計算	※ルート3 (保有水平耐力計算)
☒ 施行令81条2項1号ロに掲げる構造計算	※限界耐力計算
☐ 施行令81条2項2号イに掲げる構造計算	※ルート2 (許容応力度等計算)
☐ 施行令81条3項に掲げる構造計算	※ルート1 (許容応力度計算)

2 1 申請書の入力-第四面～第六面 第六面 6～8 タブ

建築物-確認画面の左側「第四面～第六面」の下部に表示されている棟番号（棟名称を入力されている場合は棟番号+棟名称が表示されています）をクリックします。（図 2 1 - 1）

※編集開始ボタンが押されていることを確認してください。

図 2 1 - 1

建築物-確認画面の「第六面」をクリックします。（図 2 1 - 2）

図 2 1 - 2

続いて同画面の「6～8」タブをクリックします。(図2 1－3)

図2 1－3

「第六面6．構造計算に用いたプログラム」入力
手入力もしくは、入力補助機能を利用します。

- ・構造計算に用いたプログラム入力時の入力補助機能

「▼」部分をクリックするとプルダウンより選択し入力することが可能です。(図2 1－4)

図2 1－4

- ・構造計算に用いたプログラム入力時の入力補助機能
「参照」ボタンをクリックすると、入力補助のメニューが表示されます。(図2 1－5)

図2 1－5

構造計算に用いたプログラム入力補助内容

- ・履歴からコピー (図2 1－6)
過去に作成したデータの構造計算に用いたプログラムからコピーする機能。
「履歴からコピー」をクリックすると、過去に作成された内容がコピーされます。
コピー対象は、「名称」及び「区分」です。
コピー完了後、手入力で編集することが可能です。

図2 1－6

- ・マスタを開く
マスタデータに構造計算に用いたプログラムを新規作成及び、複製（コピー）、申請書からコピー、既に登録されているマスタの内容を編集・削除・内容に反映することができます。
- 構造計算に用いたプログラムの新規作成を行う場合
「追加」ボタンをクリックし「新規作成」をクリックします。(図2 1－7)

図2 1－7

名称・区分認定番号が新規で追加されます。(図 2 1 - 8)

名称・区分・大臣認定番号を手入力後、「保存」ボタンをクリックすると入力した内容が追加されます。

図 2 1 - 8

「保存」ボタンをクリックし、登録が完了すると、「情報」が表示されます。(図 2 1 - 9)

「OK」ボタンをクリックし登録を完了します。

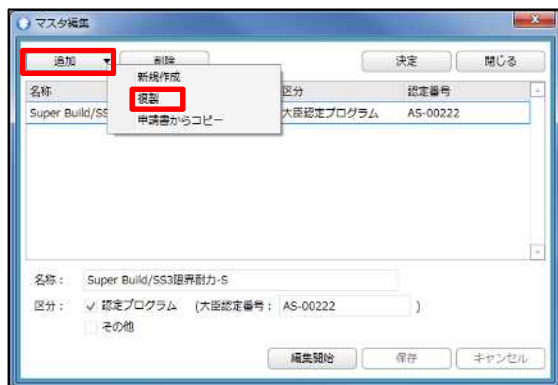
図 2 1 - 9

■構造計算に用いたプログラムの複製を行う場合

複製を行いたい名称をクリックします。

「追加」ボタンをクリックし「複製作成」をクリックします。(図21-10)

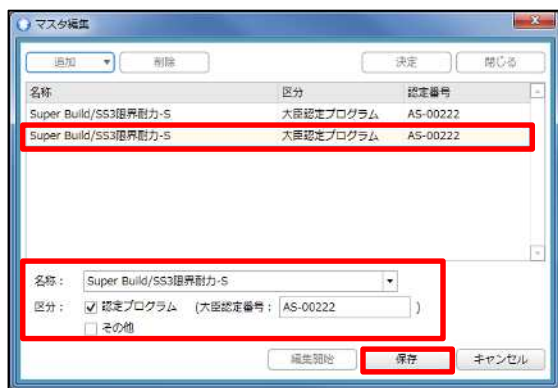
図21-10



選択された名称等が、名称部分に追加されます。(図21-11)

追加された名称を手入力で編集することが可能です。「保存」ボタンをクリックすると入力した名称等が追加されます。

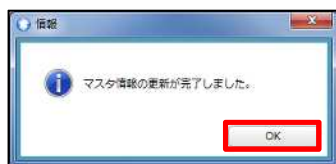
図21-11



「保存」ボタンをクリックし、登録が完了すると、「情報」が表示されます。(図21-12)

「OK」ボタンをクリックし登録を完了します。

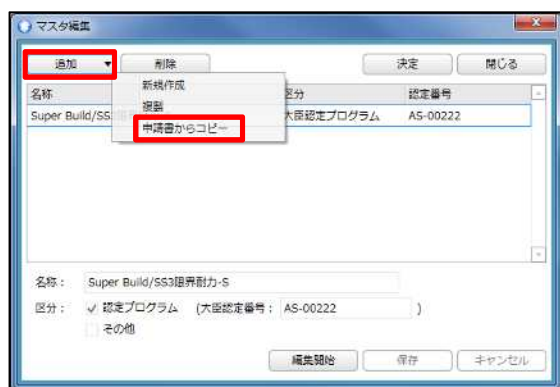
図21-12



■構造計算に用いたプログラムを申請書からコピーを行う場合

「追加」ボタンをクリックし「申請書からコピー」をクリックします。(図21-13)

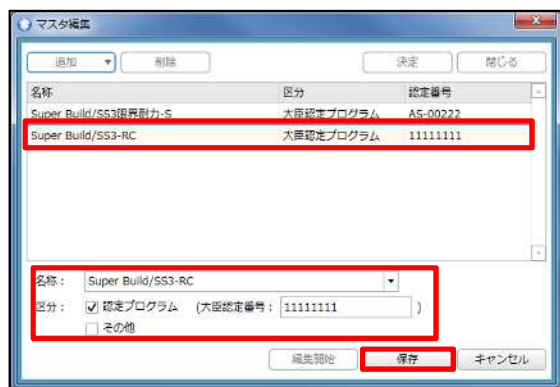
図21-13



申請書に入力されている内容が名称部分に追加されます。(図21-14)

「保存」ボタンをクリックすると入力されている名称等が追加されます。

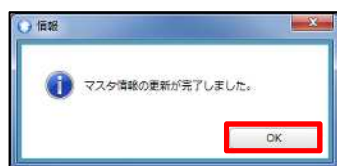
図21-14



「保存」ボタンをクリックし、登録が完了すると、「情報」が表示されます。(図21-15)

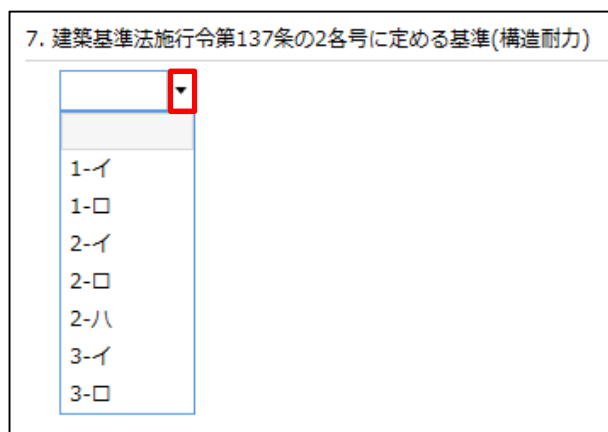
「OK」ボタンをクリックし登録を完了します。

図21-15



「第六面 7. 建築基準法施行令第 137 条の 2 各号に定める基準（構造耐力）」入力
「▼」部分をクリック後、プルダウンより選択してください。（図 2 1－1 6）

図 2 1－1 6



The image shows a web form interface. At the top, there is a title bar with the text "7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準(構造耐力)". Below this title bar is a dropdown menu. The dropdown menu is currently open, showing a list of options: "1-イ", "1-ロ", "2-イ", "2-ロ", "2-ハ", "3-イ", and "3-ロ". A red square highlights the downward-pointing arrow icon on the right side of the dropdown menu's header.

「第六面 8. 備考」入力
備考を入力してください。（図 2 1－1 7）

図 2 1－1 7



The image shows a web form interface. At the top, there is a title bar with the text "8. 備考". Below this title bar is a large, empty text input field. To the right of the input field, there are two small, vertically stacked buttons with upward and downward arrows, likely for scrolling or navigation.